

平成24年9月7日（金曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 水田 祥代

○議事日程(第1号)

平成24年9月7日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

- ・報告第14号
- ・議案第43号～議案第55号
- ・認定第1号～認定第8号
- ・議案第56号～議案第62号
- ・請願第14号～請願第23号

提案理由説明

日程第4 議案説明及び質疑

日程第5 常任委員会付託

日程第6 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

日程第7 休会決定の件

午前 10 時 00 分 開会

◎開会・開議

○議長（岩井礼二議員） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は、13 名です。定足数に達しております。

ただ今から、平成 24 年第 3 回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

本年、6 月定例会において可決されました、「こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書」、「防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を求める意見書」、「再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書」、「尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書」、「緊急事態に対応する法整備を求める意見書」、「年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書」、「国の教育予算を拡充することを求める意見書」、「子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書」

以上 8 件は、内閣総理大臣はじめ関係方面の提出をいたしておりますので、ご了承願います。

加えて、地方自治法第 121 条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員、職、氏名一覧表として、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩井礼二議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、5 番 宮下為幸議員、6 番 亀野富二夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岩井礼二議員） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 14 日までの 8 日間といたしたいと思います。これに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 14 日までの 8 日間とすることに決定をいたしました。

◎議案の一括上程

○議長（岩井礼二議員） 日程第 3 議案の一括上程

報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度中能登町一般会計補正予算）

議案第 43 号 中能登町防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第 44 号 中能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議案第 45 号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について

議案第 46 号 中能登町石動山資料館条例の一部を改正する条例について

議案第 47 号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 48 号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 49 号 中能登町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について

議案第 50 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 51 号 平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 52 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 53 号 平成 24 年度中能登町国民

健康保険特別会計補正予算

議案第 54 号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 55 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

認定第 1 号 平成 23 年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 23 年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 3 号 平成 23 年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4 号、あつ失礼、認定第 4 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第 56 号 町道路線の変更について

議案第 57 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散について

議案第 58 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う財産処分について

議案第 59 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う事務の承継等について

議案第 60 号 工事請負契約の変更について（平成 23 年度社会資本整備総合交付金（関連：効果促進）事業「なかのと道の駅」（仮称）整備外構工事（その 1））

議案第 61 号 工事請負契約の変更について（平成 23 年度中能登中学校新築工事（校舍棟、建築））

議案第 62 号 工事請負契約の変更について（平成 24 年度緊急時給水拠点確保等事業

越路第 2 配水池築造工事）

請願第 14 号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める請願書

請願第 15 号 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める請願書

請願第 16 号 気象事業の整備拡充を求める請願書

請願第 17 号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める請願

請願第 18 号 竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める請願

請願第 19 号 北陸新幹線のフル規格による早期完成に関する請願

請願第 20 号 パーキンソン病の特定疾患見直しの撤回を求める請願

請願第 21 号 デフレ対策の政策を求める請願

請願第 22 号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める請願

請願第 23 号 障害者総合福祉法（仮称）の制定等を求める請願

以上、報告 1 件、議案 20 件、認定 8 件、請願 10 件を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（岩井礼二議員） 町長から議案について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成 24 年第 3 回中能登町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、8 月 4 日に開催をいたしました町祭「第 8 回 織姫夏ものがたり」には、大勢の皆様方にご来場をいただくとともに、多

くの町民の皆様方のご出演により、町祭が大いに盛り上がることができました。

特に、保育園児や小・中・高校生による演奏やダンスをはじめとして、中能登町の歴史文化の象徴である曳山や獅子舞など、多くの町民の皆様方のご協力により、中能登町の魅力を広くアピールすることができました。

更には、三重県紀宝町より西田町長をはじめとして、紀宝町議会議長や商工会長ら一行が来町され、ご挨拶をいただくとともに、熊野水軍太鼓の軍団による力強いバチさばきを披露をしていただきました。

この4月に、三重県紀宝町から西田町長ら一行が来町をされ、5月には中能登町から紀宝町へ訪問したのを契機として、議会運営委員会の皆様方をはじめとして、商工会関係や役場職員が相互に行き来をし、交流が始まりました。

そして、今回の町祭には紀宝町から沢山の物産を中能登町に持ってこられ、中能登町民の多くの皆様方が三重県紀宝町の一端を知っていただけたのではないかと考えております。

これからも、中能登町議会、中能登町観光協会の皆様方や中能登町教育委員の皆様方が紀宝町へ行かれる計画をされていますし、紀宝町からは商工会女性部の皆様方がお越しになる予定と聞いております。

こうしたことから、この紀宝町との絆をより太くしていくためにも、11月上旬に紀宝町の皆様方をお迎えをして、防災協定を締結できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

次に、統合中学校新築工事における事業進捗状況について、ご報告を申し上げます。

統合中学校新築工事につきましては、毎日100名を超す工事関係者により、平成25年4月開校に向けて順調に工事が進んでおります。

また、ソフト面においても鋭意調整を進めており、中能登町の新生統合中学校として、

町民が誇れる学校となるよう関係される皆様と日々協議を進めておりますので、今後とも事業進捗に皆様方のご理解とご協力をお願いをいたします。

次に、七尾鹿島広域圏事務組合の解散についてであります。

七尾鹿島広域圏事務組合は、昭和45年4月に七尾市、田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町及び鹿西町の1市6町で設立をし、これまで、ごみ・し尿処理や消防事務など、住民生活に欠かすことができない事務事業を共同で行ってきたところであります。

しかし、平成の大合併に伴い構成市町が1市6町から、中能登町と七尾市の1市1町となったことから、一部事務組合を構成する意義が薄れたことや、両市町を取り巻く将来の厳しい財政状況にも対応するため、本年1月から中能登町、七尾市及び広域圏で平成25年3月末をもって広域圏の解散を視野に検討を進めてまいりました。

検討会では、「現在のサービス水準を維持すること」、「両市町的意思・合意形成の枠組みを維持すること」などを基本に、共同処理をしている、ごみ・し尿処理や消防事務などの業務については七尾市が引き継ぎ、中能登町からは、事業を引き継いだ七尾市へ事務委託をし、これまでと同じように七尾市と協議する場を設け、共同で行っていくこととし、7月20日には、七尾市長と合意に達したものであります。

本議会では、解散及び関連する議案を上程し、来年3月末に向けた諸手続を進めるものであります。

また、来年4月1日からの新たな「中能登町及び七尾市の広域行政の推進に関する規約」については、七尾市と最終協議が整いし、議会でのご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、本定例会に提案をいたしました

議案の主な内容について、順次、説明をいたします。

最初に、報告第 14 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算 専決処分の承認を求めることにつきましては、石川県消防操法大会に鹿西分団と御祖分団が出場しましたので、出場費補助金を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126 億 6,458 万 7,000 円とし、7 月 10 日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、議案第 43 号 中能登町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主な内容は、災害対策基本法の一部改正により、災害発生時において、中能登町災害対策本部の所掌事務の見直しと明確化を行う等の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 44 号 中能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主な内容は、災害対策基本法の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 45 号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、ふるさと創修館の観覧料について、高校生の区分を変更するものであります。

次に、議案第 46 号 中能登町石動山資料館条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例についても、石動山資料館の入館料について、高校生の入館料を定めるものであります。

次に、議案第 47 号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであ

ります。

この条例改正の主な内容は、地方税法の改正に伴い、東日本大震災により被災した家屋の敷地の、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を適用する期限を延長する措置を講ずるものであります。

次に、議案第 48 号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主なものは、住民基本台帳法及び下水道法、並びに下水道法施行令の一部の改正等に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 49 号 中能登町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正の主なものについても、住民基本台帳法の一部改正等に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 50 号から議案第 55 号までの平成 24 年度補正予算に関する議案について、ご説明をいたします。

最初に、議案第 50 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,578 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128 億 1,037 万円とするものであります。

また、第 2 表の債務負担行為につきましては、「なかのと道の駅」(仮称)建設事業における工事請負費について、平成 25 年度までを期間として 2 億 5,000 万円を計上し、第 3 表の地方債補正では、臨時財政対策債、及び道の駅整備事業債について必要額を計上するとともに、地方特定道路整備事業債を減額するものであります。

次に、補正予算の主なものは、歳入では地方交付税の 3 億 8,335 万 3,000 円、社会資本整備総合交付金 5,797 万 8,000 円を増額するものであります。

次に、ふるさと応援寄附金として、9名の方々より合わせて110万円のご寄附をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

なお、寄附金は「ふるさと応援基金」に積み立て、今後、有効に活用をさせていただきたいと思っております。

次に、基金繰入金では普通交付税の額の確定により、財源調整のため財政調整基金4億1,238万5,000円を減額し、町債では道の駅整備事業債8,480万円を増額して計上するものであります。

次に、歳出の主なものでは、総務費で交通防犯対策費として、統合中学校周辺の防犯灯設置費用を計上し、民生費では、障害者福祉費で、年度間の事業での精算により国県等返還金を計上をしました。

次に、土木費では、道の駅整備事業費として1億638万2,000円を増額し、教育費では中学校管理費で北信越・全国大会等派遣費補助金として250万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第51号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,188万2,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、電算システム負担金及び保険料還付金を増額するものであります。

次に、議案第52号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ922万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,294万7,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、介護給付費準備基金への積立金の増額、並びに国県等過年度分返還金の増額であります。

次に、議案第53号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,521万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,021万3,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、退職者医療療養給付費等交付金の過年度分精算により、国県等返還金を増額するものであります。

次に、議案第54号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,927万2,000円とするものであります。

補正予算の主なものは、登記手数料を増額するものであります。

次に、議案第55号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出における財源補正を行うものであります。

次に、認定第1号から認定第8号についてご説明をいたします。

これら8件の認定案件につきましては、平成23年度各会計の決算について監査委員の審査が終了いたしましたので、一般会計及び特別会計につきましては、地方自治法の規定により、また、水道会計につきましては、地方公営企業法の規定によりまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第56号 町道路線の変更につきましては、一青地内における地区事業により町道の起点の変更を行うものであります。

次に、議案第57号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散についてであります。

七尾市と構成する七尾鹿島広域圏事務組合を、平成25年3月31日付けをもって解散することについて、七尾市と協議書を取り交わすものであります。

次に、議案第 58 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、地方自治法第 289 条の規定により、七尾鹿島広域圏事務組合の財産であった土地、建物、構築物またはその従物などの財産処分について、七尾市と協議書を取り交わすものであります。

次に、議案第 59 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う事務の承継等につきましては、組合解散後の事務の承継や決算の調製、審査及び認定、一般職の職員の取扱いや、組合解散後の広域行政の推進について、七尾市と協議書を取り交わすものであります。

次に、議案第 60 号 平成 23 年度社会資本整備総合交付金事業「なかのと道の駅」（仮称）整備外構工事（その 1）工事請負契約の変更につきましては、契約の金額から 291 万 9,000 円を減額し、工事請負契約の金額を 7,163 万 1,000 円とするものであります。

次に、議案第 61 号 平成 23 年度中能登中学校新築工事（校舎棟・建築）工事請負契約の変更につきましては、契約の金額に 495 万 6,000 円を追加し、工事請負契約の金額を 16 億 9,493 万 1,000 円とするものであります。

最後に、議案第 62 号 平成 24 年度緊急時給水拠点確保等事業 越路第 2 配水池築造工事工事請負契約の変更につきましては、契約の金額から 252 万円を減額し、工事請負契約の金額を 1 億 1,560 万 5,000 円とするものであります。

以上、本日提出をいたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案説明、質疑、準備のために、10 時 45 分まで休憩といたします。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

◎議案質疑

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4 議案説明及び質疑

これより、第 3 回定例会に上程されております、報告第 14 号及び議案第 43 号から議案第 55 号、議案第 56 号から議案第 62 号までについて、一括して議案の説明及び質疑を行います。

これより、上程議案の説明に入りますが、執行部におかれましては、簡潔、明瞭で的確なものとするよう要請をいたしておきます。

なお、認定第 1 号「平成 23 年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第 8 号「平成 23 年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について」の、認定第 1 号から認定第 8 号までの、認定 8 件については、決算審査特別委員会を設置し、付託の予定であります。

よって、ここでの説明及び質疑は省略したいと思しますので、ご了承を願います。

それでは、これより議案の説明及び質疑を行います。

報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度中能登町一般会計補正予算）の説明を求めます。

議案書は、1 ページから 8 ページとなります。

谷参事兼総務課長

〔谷 敏則参事兼総務課長登壇〕

○谷 敏則参事兼総務課長 それでは、議案書、1 ページでございます。

報告第 14 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項

の規定に基づきまして、7月10日付けをもちまして専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。平成24年度中能登町の一般会計補正予算についてであります。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出それぞれ126億6,458万7,000円とするものでございます。

説明をさせていただきます。ページは、7ページ、8ページでございます。8ページ、歳出からご説明を申し上げます。

本年6月24日に七尾市で開催をされました、七尾鹿島消防訓練大会におきまして、ポンプ車操法の部、鹿西分団が優勝、御祖分団が準優勝との成績を得られました。この結果、7月28日に開催の石川県消防総合大会への出場が決定したことによりまして、出場準備、そして当日の経費等を勘案し、補助金を1分団55万円とさせていただき、2分団、合わせて110万円の増額補正をさせていただいたものであります。

その財源につきましては、7ページをお開きを願います。基金繰入金、財政調整基金繰入金として110万円を増額させていただいたものであります。報告第14号については、以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。報告第14号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、ないようであります。

次に、議案第43号 中能登町防災会議条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、11ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書、9ページをお開き願います。

議案第43号 中能登町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。11ページをお開きを願います。新旧対照表では、1ページでございます。中能登町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

この改正につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴うものでございます。これまでは、地方防災会議、町防災会議とも言います。の所管事務として災害時における情報収集を行うこととされておりましたが、災害に関する情報を収集することは、災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことがより効率的であるという観点から、この会議における所管事務として防災に関する重要事項の審議をすることとし、地方防災会議と災害対策本部の所管事務について見直し、明確を図ったものであります。

そのほか、多様な主体の参加を図るため、自主防災組織を構成する方や学識経験者を地方防災会議の委員に選任することとしたものでございます。改正内容としては以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第43号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、ないようであります。

次に、議案第44号 中能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、15ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案第44号でございます。議案書は、13ページでございます。中能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。15ページをお開き願います。

この改正は、災害対策基本法の一部改正に伴うものでございます。改正の内容について

は、災害対策基本法第23条、災害対策本部について記述されてはおりますが、従前では、都道府県及び市町村の地域についてされていたものを、第23条で都道府県、そして第23条の2としまして市町村という形に分けられたということでございます。より明確化をするためということでございます。引用条項のずれが生じたために、今回の改正を行うものでございます。内容は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第44号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第45号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、19ページとなります。

平岡生涯学習課長

〔平岡 保生涯学習課長登壇〕

○平岡 保生涯学習課長 議案書、17ページになります。

議案第45号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例についてでございます。

19ページをお願いいたします。資料につきましては、3ページになります。

中能登町ふるさと創修館条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1の表中、「小・中学生」の区分を「小・中・高校生」に、「高校生・一般」を「一般」に改めるものでございます。

これにつきましては、先の6月定例会、雨の宮王墓の館の条例、それから、今回条例改正であっております石動山資料館の条例改正、区分の統一を図るために条例改正するものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりまし

た。議案第45号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第46号 中能登町石動山資料館条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、23ページとなります。

堀内教育文化課長

〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 それでは、21ページをお願いいたします。

議案第46号 中能登町石動山資料館条例の一部を改正する条例についてでございます。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと思います。資料の新旧対照表では4ページとなります。

中能登町石動山資料館の条例の中で、別表、表中「小人（小・中学生）」を「小・中・高校生」に改めるものでございます。

これは、雨の宮古墳公園条例と並びに創修館条例と同様に、文化財の展示施設として同様の改正を行い、高校生についても広く展示物を観覧していただきたいという観点から、小・中学生と同様に個人での入館料を「200円」から「100円」に、それから20人以上の団体では「160円」から「無料」にするものでございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第46号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第47号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、27ページとなります。

吉田保健環境課長

〔吉田外喜夫保健環境課長登壇〕

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、議案書、25 ページをお願いいたします。

議案第 47 号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書、27 ページをお願いいたします。

中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、資料については 5 ページになります。

附則に、次の 1 項を加えるということで、東日本大震災に係る被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を設けるものでございます。

6 行ほど文言を書いておりますが、条文を書いておりますが、内容といたしましては、東日本大震災により被災した家屋の敷地の譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を設けるもの、それについて期限を現行は 3 年ですが、7 年に延長するものであります。

この条例は交付の日から施行するというところで、平成 24 年 4 月 1 日より適用することになっております。以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 47 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 48 号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、31 ページから 32 ページとなります。

澤上下水道課長

〔澤 伸一上下水道課長登壇〕

○澤 伸一上下水道課長 議案書、29 ページをお願いします。

議案第 48 号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

31 ページをお願いします。

中能登町公共下水道条例の一部を次のように改正するものであります。

改正の主なものは、外国人登録法の廃止、住民基本台帳の改正、並びに下水道法の改正により、条例の一部を改正するものであります。また、日本下水道協会石川県支部が石川県下水道協会に名称を変更したことに伴う改正もあります。

それでは、条例の改正内容につきましては、新旧対照表の 6 ページの方から説明をさせていただきます。新旧対照表 6 ページをお願いします。

まず、目次の改正では、第 3 章、4 章、5 章、6 章の下線部分の各条を修正するものであります。これは、条例の削除等により修正を行うものであります。

次に、第 3 条の定義では、新たに下水道排水設備工事責任技術者の定義を定めるものであります。右側の改正案の第 3 条の 5 号の規定を追加するものであります。下水道排水設備工事責任技術者とは、石川県下水道協会長が排水設備工事等に関するものとして登録したもの（以下「責任技術者」という。）の定義を追加するものであります。

左側の現行の第 5 号から、次のページの 10 号までは、号の追加により 1 号ずつ繰り上げるものであります。

7 ページの第 8 条の改正では、次のページ、8 ページの上段の 2 号、下線部分の又は登録原票記載事項証明書を削除するものであります。

これは、外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の改正により、外国人の方にも住民票記載事項証明書が交付されることになったため削除するものであります。

次に、5 号の下線及び 9 条 4 号 2 の下線部分の改正は、次のページの 11 条から 15 条

の削除に伴う修正であります。

それでは、9ページの方をお願いします。9ページの方の第10条の改正では、下線部分の、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、の字句を削除するものであります。

これは、前の第3条で責任技術者の定義を定めましたので削除するものであります。

次に、4号の下線部分の改正は、11条から15条の削除による改正、修正であります。次に、11条の責任技術者の登録、第12条の責任技術者の登録の申請、次のページ、10ページの13条の責任技術者の登録の資格及び第14条の責任技術者認定試験、第15条の責任技術者証の規定は、石川県水道協会下水道排水設備工事責任者の資格認定に関する規定にも謳ってあるため削除するものであります。

それでは、11ページをお願いします。第16条から次のページ、12ページの21条の下線部分の改正は、先の11条から15条の削除に伴い修正するものであります。

次に、12ページをお願いします。12ページの第22条の改正では、下水道法の改正により左側の1号の温度45度未満を右側の1号のアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量1リットルにつき380ミリグラムに改めるものであります。

次のページの第2項、第1号、第2号の下線部分については、第1項の1号の改正に伴う修正であります。

次に、23条の改正では、下水道施行令の改正により改正するものであります。1号から15ページの33号までの規定は、下水道法施行令、第9条の4第1項、各号に掲げる物質、それぞれ当該各号に定める数値と同じであるため、同施行規則の規定に改めるものであります。

15ページをお願いします。左側の現行の

第34号から次のページの42号までは、2号から32号までの削除により、34号から次のページの42号までの各号を32号ずつ繰り下げるものであります。

16ページをお願いします。第24条から、ページ18ページの最後の別表までの下線部分の改正は、先の11条から15条の改正により修正を行うものであります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第48号について、質疑の方はございませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第49号 中能登町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

議案書は、35ページから36ページとなります。

澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 それでは、議案書、33ページをお願いします。

議案第49号 中能登町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例についてであります。35ページをお願いします。

中能登町農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。ここでの主な改正内容は、先の日本下水道協会石川県支部が石川県下水道協会に名称変更に伴う改正と、外国人登録の廃止及び住民基本台帳の改正が主なものであります。

詳細な説明につきましては、新旧対照表の19ページをお願いします。まず、目次の部分では、第3章、第4章、第5章、第6章の下線部分の各条を修正するものであります。これは、条例の削除等により修正するものであります。

次に、第3条の定義では、新たに下水道排水設備工事責任技術者の定義を定めるもので

あります。右側の改正案の第3条の3号の規定を追加するものであり、下水道排水設備工事責任者とは、石川県下水道協会が排水設備工事等に関する者として登録した者（以下「責任技術者」という。）の定義を追加するものであります。左の現行の第3号から次のページの7号までは、号の追加により1号ずつ繰り上げるものであります。

ページ、20ページをお願いします。9条の改正では、次のページの、21ページの上段の第2号の下線部分の、又は登録原票記載事項証明書を削除するものであります。これは、外人登録法の廃止、住民基本台帳の改正により外国人の方にも住民票記載事項証明書が交付されることとなったため削除するものであります。

左側の現行の5号の下線部分及び第10条4号のイの下線部分の改正は、次のページの22ページから23ページの12条から16条の改正に伴う修正であります。

それでは22ページをお願いします。第11条の排水設備工事責任者での改正では、下線部分の次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、の字句を削除するものであります。これは、先の3条で責任技術者の定義を定めましたので削除するものであります。

次に、12条の責任技術者の登録、13条の責任技術者の登録の申請、次のページの第14条の責任技術者の登録の資格及び第15条の責任技術者認定試験、第16条の責任技術者証の規定は、石川県下水道協会下水道排水設備工事責任者の資格認定に関する規定にもあるものでありますので削除するものであります。

24ページをお願いします。第17条から、ページ27ページの別表までの下線部分の修正は、第12条から16条の削除により修正するものであります。以上であります。よろ

しくをお願いします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第49号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、ないようであります。

次に、議案第50号 平成24年度中能登町一般会計補正予算について質疑を行います。

まずは、歳入全般について、説明を求めます。

議案書は、39ページから48ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 それでは、説明をさせていただきます。

議案第50号でございます。平成24年度中能登町の一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,578万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億1,037万円とするものでございます。

次に、第2条 債務負担行為の追加でございます。第2表 債務負担行為の補正につきましては、後ほど説明を申し上げます。

続いて、第3条 地方債の変更でございます。第3表 地方債補正についても、後ほど説明を申し上げます。

それでは、43ページをお開き願います。第2表 債務負担行為についてご説明申し上げます。

「なかのと道の駅」（仮称）建設事業でございます。期間については、平成25年度までとして、工事請負費に2,500万円の金額を限度額とさせていただくものでございます。2億5,000万円でございます。失礼をいたしました。

建設工事費としては、7億1,263万円を予定をいたしております。これは発注前でご

ざいますが、本年度、24年度は4億6,263万円の見込みでございます。それに伴いまして、25年度の見込みとして2億5,000万円の限度額とさせていただきます。

続きまして、44ページをお開き願います。第3表 地方債補正について、ご説明を申し上げます。

起債の目的でございます。臨時財政対策債でございます。限度額を4億213万8,000円といたしておいたものを、発行可能額の確定によりまして、増額の1,538万7,000円をさせていただきます。限度額の補正で4億1,752万5,000円とさせていただきます。

続きまして、地方特定道路整備事業債でございます。450万円でございますが、県道工事負担金の該当すべき路線がなかったため、これを減額をさせていただいて、ゼロとさせていただきます。

続きまして、道の駅整備事業債でございます。1億4,820万円でございますが、道の駅整備事業費の補正により、起債額を増額補正させていただきます。限度額を8,480万円の増額をさせていただきます。2億3,300万円とするものでございます。トータルといたしまして、9,568万7,000円の増額をさせていただいて、総額を34億3,742万5,000円とさせていただきます。

それでは、議案書47ページをお開きください。歳入でございます。まず、地方特例交付金についてでございます。減額の104万7,000円でございます。これにつきましては、7月の24日付けで県知事から交付額の決定通知があったために減額補正をさせていただきます。

続きまして、地方交付税でございます。交付税額3億8,335万3,000円の増額をお願いするものでございます。このことにつきましては、これは普通交付税分でございます。

当初は、40億円をみておりました。この金額を普通交付税額43億8,335万3,000円とさせていただきます。

なお、予算と比較いたしまして、増額で8,170万6,000円とさせていただきます。

続きまして、国庫支出金でございます。土木費補助金でございます。社会資本整備総合交付金に5,797万8,000円の増額でございます。これにつきましては、なかのと道の駅（仮称）でございますが、建築工事、これは土木工事費の財源とするものでございます。補助率は10分の6でございます。

続いて、県負担金でございます。総務費県負担金におきましては、事務移譲市町交付金でございます。12万2,000円の増額でございます。これにつきましても、7月31日付けで県知事より交付決定額通知があったために増額をさせていただきます。

続きまして、民生費県補助金のところでございます。児童福祉費補助金でございます。保育所給食放射線検査補助金3万円の増額でございます。中身としましては、町内の保育園、あおば保育園、そして私立ではございますけれども、この保育園で2回の実施をするということでございます。補助率については10分の10でございます。

続きまして、農業費補助金であります。中山間地域等直接支払事業費補助金803万6,000円の増額でございます。このことにつきましては、中山間地域の耕作不利条件低生産性担い手不足などによる耕作放棄地の拡大を阻止するために、1ヘクタール以上で5年以上、継続耕作されている集落協定に対して交付されるものでございます。補助率としましては国が2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

続きまして、環境保全型農業支援対策事業費補助金でございます。19万7,000円の増額でございます。このことにつきましては、

物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に持続的に配慮するために農家に対して交付されるものとなります。補助率につきましては、県2分の1、町2分の1となっております。

続きまして、議案書、48ページをお開き願います。ふるさと応援寄附金でございます。110万円の増額をさせていただくものでございます。この110万円の内訳としましては、これは4月、本年4月から7月末までに寄附を受けておるものについて増額補正を行わせていただいております。

なお、内訳ですが、30万円の寄附者の方が1名ございました。あと、8件につきましては10万円の金額のご寄附をいただいたものでございます。

続きまして、基金繰入金でございます。減額の4億1,212万8,000円でございます。この中身としましては、財政調整基金の減額を行うものでございます。減額の理由です。先に申し上げました普通交付税、地方交付税の増額補正が行われたための減額となるものでございます。

もう1点、学校図書館整備基金繰入金でございます。25万7,000円の増額でございます。中身としましては、平成22年度、住民生活にひかりを注ぐ交付金で、学校図書館整備のために積み立てた基金の繰り入れ増額を行うものでございます。取り崩しの期限が本年のうちということですので、これを受けまして、平成23年度決算と平成23年度における予定していた取り崩し額の差額を今回補正させていただくものでございます。

続いて、繰入金でございます。1,095万3,000円の増額でございます。中身としましては、平成23年度決算に伴う繰越金額の確定により増額補正を行わせていただくものであります。

なお、財政調整基金には2,100万円の積

み立てを行わせていただいております。

続きまして、諸収入でございます。雑入であります。総務課雑入でございます。防犯灯移設補償金として35万円の増額でございます。これにつきましては、県営用排水施設整備事業、中能登中央、能登部上地区の関係でございます。に伴う防犯灯移設補償金の増額補正を行うものでございます。この金額については、後ほど県より入ってまいります。

続いて、電算システム他会計負担金88万2,000円の増額でございます。この件につきましては、後期高齢者医療特別会計からの負担金による増額補正でございます。外国人住民法の改正に係る電算システムの改修負担金となるものでございます。

続きまして、町債でございます。総務管理債であります。臨時財政対策債1,538万円の増額でございます。普通交付税臨時財政対策債振り替え額の確定により、臨時財政対策債発行可能額が決定したための補正となるものでございます。

続きまして、道路橋梁債の中でありまして。地方特定道路整備事業債△の450万円です。これは先に説明をさせていただきましたが、県道の負担金の該当路線、それがなかったためということでございます。450万円の減額でございます。

道の駅整備事業債8,480万円の増額でございます。これについても、先に説明をさせていただきましたが、なかのと道の駅（仮称）ですが、建設工事の土木実行時費の財源となるものでございます。よろしくお願いをいたします。

歳入については以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。ただ今、説明を受けたことについて、質疑の方はございませんか。

5番 宮下議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） 47 ページ、地方交付税が中能登町合併してから年々伸びておりますが、今回も3億8,000万円余り伸びております。これの要因は何か。詳しく説明を願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 ただ今、宮下議員から質問をいただきました。地方交付税、議案書では47ページでございます。地方交付税の増額事由は何かというご質問でございます。

地方交付税につきましては、前年からみれば8,170万6,000円の増額というお話をさせていただきました。前年事業、また本年事業、いろんな事業を町としては事業をやっております。大型事業を合併後進めてきたことによりまして、いろんな起債の、有利な起債を町としては借り受けをしまして事業を推進しております。こういった事業の償還が始まったこと、そういったことで大型事業でありますので、償還額も大きなものがございすけれども、そういった償還額が増えてきたということも一つでございます。そういった関係が一番かなというふうに思っております。

○5番（宮下為幸議員） はい、終わります。

○議長（岩井礼二議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第50号 平成24年度中能登町一般会計補正予算の歳出について、説明を求めます。

議案書は、49ページから55ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書は、49ページとなります。歳出についてご説明を申し上げます。

まず、一般管理事業でございます。交付金

として、日章旗掲揚普及につきまして300万円の増額を計上させていただいております。

この件につきましては、祝日には国旗はためく日本一の町を目標に、6月議会一般質問で国旗掲揚普及の質問が作間議員よりなされました。杉本町長も町民の皆様方に賛同をいただき、国旗掲揚をしていただきたく、今後は購入助成の制度も検討していきたいというように思いで答弁をさせていただいたと思っております。これを受けまして、町広報なかと9月号より、今月の祝日日を掲載し、「祝日には国旗掲揚しましょう」というようなお知らせも始めさせていただきました。

そこで、今回、このことを受けまして、補正額300万円を計上させていただいたものでございます。国旗購入者に対しましては、中能登共通商品券がございすけれども、これは額面1,000円でございます。これを交付させていただこうというものでございます。購入者の皆さんにつきましては領収書を、購入されたというような領収書を貼付させていただきました申請書、これは中能登町の3庁舎窓口、もしくは商工会、これも3箇所窓口がございす。そちらの方で届けられてもかまいませんが、それを提出をいただくということで商品券を受領していただくということで、一度の手続きで受領をしていただけるといふことでございます。

本議会において、この件をお認めをいただきましたら、その後は詳細も決定をさせていただきまして、各種団体の皆様方の懇話会を開催させていただきたいとも思っております。国旗掲揚についての普及啓蒙を目的に行わせていただきたい。そして、詳細の決定をもちまして住民の方々への周知もさせていただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

続きまして、情報管理事業でございます。委託料、システム開発で88万2,000円の増額をさせていただくものでございます。

外国人に係る住民基本台帳の法改正に伴いまして、後期高齢者医療システム改正を行うため、増額補正をさせていただくものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 福井情報推進課長
〔福井清研情報推進課長登壇〕

○福井清研情報推進課長 同じく、49 ページでございます。2目1細目広報広聴事業でございます。総額で17万6,000円の減額をお願いするものでございます。歳出項目で28節繰出金で町ケーブルテレビ特別会計への繰出金17万6,000円の減額でございます。

内容につきましては、平成23年度ケーブルテレビ事業費の確定並びにケーブルテレビ特別会計事業歳入の増によるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長
○谷 敏則参事兼総務課長 同じく、ページ、49 ページでございます。

鳥屋庁舎管理事業におきまして、積立金、ふるさと応援基金積立金でございます。ふるさと応援積立金につきましては110万円の計上をさせていただいております。

先に、歳入のところでもお話をさせていただきましたが、4月から7月末までの寄附について計上をさせていただきました。30万円のご寄附をいただいた方が1名、10万円を寄附いただいた方が8名でございます。

なお、この30万円については、町内の方でございました。10万円8件のうち、内訳としまして町外の方、まず富山県で1名の方、あとは白山市、金沢市の方2名でございました。町内は5件ということになります。そういったことでございます。

なお、7月末と申し上げましたが、そのあとも寄附をいただいておりますが、あと2件ございました。これは次回に増額させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

します。

続きまして、交通防犯対策費でございます。光熱水費に11万1,000円、工事請負費に623万1,000円、工事材料費99万円の増額、合わせて733万2,000円の増額をお願いするものでございます。

この、まず光熱費11万1,000円でございますが、これは工事請負費にも関係はいたしますが、中能登中学校が今、完成を目指して着々と準備が、工事が進められております。この周囲の安全対策のために既設の、今ついておる防犯灯がございますが、その防犯灯を一部LED化、長寿命のLEDのそういった電灯に変えようということですが、その部分に係る電気料について計上をさせていただいたものであります。11万1,000円でございます。

工事請負費については、まずここでは2段がございますが、まず35万1,000円というものと588万円がございますが、まず内訳、623万1,000円のうちの35万1,000円について先にお話をさせていただきます。これにつきましては、県営事業の用排水施設整備事業で防犯灯を移設する必要があるための移設費用ということでございます。これは県営事業に係るものでございます。これが35万1,000円です。除く部分、工事請負費の588万円については、今ほど申し上げました統合中学校の周囲の安全策のために、生徒が安全に通っていただけるための防犯灯の、防犯灯というか安全策の防犯灯ですね、そういったものを新たに設置をさせていただきたいということでございます。これについても、LEDのそういった照明にしようということでございます。

一部、場所について申し上げますと、良川T-72号線、これは主要地方道七尾羽咋線、みうら屋さんの前の交差点から中能登消防署に向かうこの道路。それからT-71号線については、日生運輸の前の交差点から良川駅

前。それから県道良川磯辺線、こういった所を含めて安全策をとらせていただきたいというものでございます。

なお、工事材料費 99 万円でございます。これにつきましては、今後、防犯灯のところではいろいろ老朽のために不具合が生じるといったことも発生する、そういうことを考えまして、これはストック分ということで、50 基分でございます。そういうことを考えまして、工事材料費の方で計上をさせていただいたものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 議案書、同じく 49 ページの 1 番下になります。企画費であります。広報安全対策交付金事業、補正額はございませんが、工事費で 17 万 3,000 円の増額をしております。これは、地区の掲示板設置事業で不足が生じたので補正をお願いするものであります。そのため、普通旅費、委託料、それと補助金、それぞれ減額をしております。

続いて、50 ページになります。地域づくり推進費、町祭費であります。減額の 140 万円。8 月 4 日の町祭が終わりまして、仮精算を行いました。その中で大きなものは報償金、出演料で、今回、曳山の引き出しがございませんでした。そういうことで、それらに係る経費を精算して減額をしております。それと、機械借上料につきましては不足が生じたので 7 万 2,000 円の増額をしております。合わせて 140 万円の減額ということになります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 大森参事兼住民福祉課長

〔大森一義参事兼住民福祉課長登壇〕

○大森一義参事兼住民福祉課長 それでは、50 ページでございます。中ほどの第 3 款民生費、社会福祉費、1 目の障害者福祉費で

ございます。ここで 854 万 2,000 円の増額をお願いをしたいものであります。内訳であります。1 細目で障害者福祉事業といたしまして、1 万 5,000 円の増額であります。これにつきましては、来る 10 月 13 日から 10 月 15 日にかけて、全国の障害者スポーツ大会が開催をされます。岐阜県の方で開催をされることになっております。当町から金丸の藤井智さんですか、この方がフライングディスクに出場をされることになったものであります。この方に関します激励費として 1 万 5,000 円の補助をお願いをしたいものであります。

次に、3 細目の自立支援事業ということで、852 万 7,000 円の増額でございます。まず、内訳といたしまして、報償金といたしまして、障害者虐待対応の専門チームということで 6 万円の計上でございます。

これにつきましては、本年 10 月 1 日をもちまして、障害者の虐待防止法が施行されることになりました。こういったことに伴いまして、県の対応としてもいろいろな施策が設けられておるところでございますが、この専門チームにつきましては、いわゆる今後、いろいろな虐待問題に対応するための難関な事例、そういった部分がありました時に、そういった専門チームを派遣をいただきまして、今後行われるであろう専門の相談会議、またケース会議等に派遣をしていただきまして、いろんなご指導をいただきたいというふうなことで、今回 6 万円の計上をさせてもらっておるものであります。

このチームにつきましては、2 名から 3 名の編成で弁護士、また、社会福祉士、また、相談支援専門員、そういった方々で構成されるものと聞いております。

それに伴いまして、9 節の特別旅費といたしまして、一応金沢の方から中能登までということで積算をさせていただきまして一応、3 万 3,000 円ということで 2 回分の派遣費

に係る旅費を計上させてもらっております。

次に、13節の委託料ということで、障害者の虐待防止一時保護のための4万5,000円という増額計上でございますが、これはあくまでもこういったことがあると困るわけでございますが、虐待等が発生した場合、やはり一時的に保護をしなければいけないというようなことが発生する可能性があります。そういったことがありますので、短期の入所サービス事業所等々お話をさせていただきまして、今のところ1週間分です。一時保護のための予算計上ということで計上させてもらっておるものであります。

次に、23節の国県等の返還金でございますが、これは障害者自立支援法に基づきまして、障害者の福祉サービス費でございますが、これはあくまでも23年度の国県からの負担金でございますが、事業の確定等によりまして今回返還をするものであります。

次に、51ページでございますが、この3目です。老人福祉費といたしまして2万円の増額計上であります。これにつきましては、全国の健康福祉祭、ねんりんピックでございますが、これが来る10月13日から10月16日にかけて宮城県の仙台市の方で開催をされることになっております。当町から鳥屋地区の一青の加藤美和子さんがソフトテニスの部で一応参加をすることになりました。この方のための激励費ということで、現在2万円の補助ということを計上させていただいたものであります。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、民生費の第2項の児童福祉費であります。保育園の運営費であります。ここで3万円の増額であります。先ほど、収入の中でも説明がありましたが、3万円、当然これは国の補助であります。10分の10であります。この厚生労働省の方で、より更なる安全・安心ということで、保育園で提供されております給食について、放射線の一応モニ

タリング調査をするというものでございます。現在のところ、うちとしては2箇所を考えております。

県内では、17市町ぐらいで実施をされるということは聞いておりますが、期間といたしましては、24年の10月から25年の3月にかけて検査を行うと。1週間分の給食を冷凍保存いたしまして、それをミキサーにかけて、それで分析をするというふうな検査の内容ということで聞いております。これは以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、同じく51ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費でございます。2細目で保健衛生事業で75万6,000円の減額をお願いするものでございます。これについては、拠出金で、繰出金で国民健康保険特別会計への繰出金であります。その中身は、その他財政支援分ということで75万6,000円、今年度予算で計上しております。これは赤字補填ということで、一般財源からの赤字補填を国民健康保険特別会計へするものでございますが、23年度の特別会計での決算によりまして、繰越金が発生しております。一旦、この分、繰越金で75万6,000円を赤字補填分の75万6,000円を一旦ゼロとするものでございます。

次に、3目環境衛生費で、1細目で環境衛生事業180万円の増額をお願いするものでございます。これは補助金で、クリーンエネルギー等推進事業、いわゆる太陽光発電の布設における補助金でございます。今年度、予算計上しておりました15件分、270万円について、7月末で申請が全部出ております。そこで、今回、昨年9月からの実績に伴う10件分を予算計上、1件あたり18万円の上限をもとに180万円の増額補正をお願いするものでございます。

次、5目老人保健医療費で73万円の増額

補正でございます。これについては、後期高齢者医療特別会計への事務事業費 73 万円の増額をお願いするものでございます。中身は、内容といたしましては、後期高齢者医療電算システムの改修であります。外国人住基法改正に伴う電算システムの改修経費の不足分を増額補正させていただくものでございます。

次に、52 ページをお願いいたします。2 項清掃費、1 目清掃総務費でございます。13 万 2,000 円の減額補正でございます。これは負担金で七鹿広域圏事務組合分担金のうち、ごみ処理で 13 万 2,000 円の減額でございますが、これについては、リサイクルセンター設備の修繕工事が完了いたしまして、分担金が確定しておりますので、その分 13 万 2,000 円の減額をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 同じく、議案書、52 ページになります。労働費、補正額はございませんが、現在行っております緊急雇用創出事業に係る臨時職員の社会保険料が不足を生じたので、賃金を減額して組み替えを行ったものであります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 大村参事兼農林課長

〔大村義一参事兼農林課長登壇〕

○大村義一参事兼農林課長 同じく、議案書の 52 ページをお願いいたします。

第 6 款農林水産業費、第 1 項農業費、4 目農業振興費、1 細目の農業振興費で 1,148 万円の増額補正をお願いするものであります。この中で、19 の 2 補助金、環境保全型農業支援対策事業として 39 万 6,000 円の増額をお願いするものであります。これにつきましては、当初、5 名の農家の方及び農事組合法人 1 件で、全体で 905 アールの水田で化学肥料、農薬 5 割以上低減、及び冬期淡水の事業を予定しておりましたけれども、今回新たに 3 名の農家の方からこの事業を取組みたい

という申し込みがございましたので、その分で 396 アールの面積増加、それと先ほど申し上げました 5 名の方、並びに農事組合法人の方の面積で 592 アールの面積の増加がありましたので、合わせまして 988 アール分での今回補正をお願いするものであります。県が 2,000 円、町が 2,000 円の負担をするものであります。

19 の 3、交付金として中山間地域等直接支払事業 1,107 万 5,000 円の増額補正であります。これにつきましては、当初 9 集落でこの中山間地域等直接支払事業を予定しておりましたけれども、今回新たに、花見月、下井田、小竹、小田中の集落で基本協定がまとまりまして、この事業を行いたいという申請がございましたので、今回補正をお願いするものであります。

この 4 集落で、全体面積で 131 万 784㎡ の面積で事業を行うものであります。それと、先の上井田集落におきましても、当初予定しておりました面積より 534㎡ 増えておりますので、それを合わせまして、今回 1,107 万 5,000 円の補正をお願いするものであります。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 高橋土木建設課長
〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 53 ページをお願いいたします。8 款土木費、1 項 1 目 2 細目で土木総務費 21 万円の増額をお願いするものであります。

これにつきましては、分譲宅地造成事業特別会計におきまして、登記手数料の増額が必要となったことから、28 節繰出金で分譲宅地造成事業特別会計に 21 万円を繰り出すものであります。

続きまして、2 項 3 目 2 細目の道路新設改良費では 18 万 7,000 円の増額をお願いするものであります。12 節手数料で地区要望事業の道路改良工事を実施するにあたりまして、必要な用地の所用権、移転登記手数料 18 万

7,000円を計上したものであります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） ここで、昼食のため、1時30分まで休憩をいたします。

議案第56号の歳出の説明については、昼食後、第8款土木費から始めたいと思います。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（岩井礼二議員） 申し上げます。田中議員におかれましては、体調がすぐれないということで午後から欠席になるか、遅参になるかという案内を受けております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、議案第50号 平成24年度一般会計補正予算の歳出部分、第8款土木費4細目道の駅整備事業より説明を求めます。

議案書は、53ページとなります。

広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 それでは、議案書、53ページになります。道の駅整備事業費であります。補正額は1億638万2,000円になります。内訳としまして、国庫支出金5,797万8,000円、起債8,480万円、それと一般財源では3,639万6,000円の減額になります。中身につきましては、手数料で建築確認申請、開発行為等の手数料が不足しますので、それぞれ9万2,000円、2万円の増額をお願いするものであります。

委託料につきましては、今回、国道159号の地下道があるんですが、その改修等も含めて、今回、事業をやりたいなということで、それらの測量設計等の委託料が不足しますので、それらの1,714万ということで、今回増額補正をお願いするものであります。

工事請負費につきましては、8,913万円の増額ですが、内訳としまして、土木工事で△の8,750万円、それと建築工事につきましては、増額で1億7,663万円ということで、

差し引き8,913万円の増額になります。

土木費の8,750万円の減額理由ですが、これは平成23年度の3月に前倒して補助をいただいておりますので、24年度では減額になったものです。それと今回、交付金の額が確定しましたので、建築部分に係る費用を増額させていただきました。

午前中の第2表の債務負担というお話もありました。2億5,000万円の限度額を設定させていただいております。建築に係る総事業費につきましては、全体で7億1,263万円を今予定しております。そのうち、24年度には4億6,263万円、25年度には2億5,000万円の予定ということで思っております。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 引き続き、議案書は53ページをお願いします。

一番下段になります。消防総務費であります。この項目につきましては、負担金で七尾鹿島広域圏事務組合分担金、消防施設分として106万6,000円の減額。そして交付金については、地区自主防災訓練活動費20万円の増額をお願いするものであります。

まず、消防施設分につきましては、防火水槽工事請負費に当初、起債を充当しておりましたが、石油交付金の充当が可能になったこと、また、消防防災無線実施設計が当初の金額分担金として、当初の金額を分担金としていたのですが、起債を充当できると、充てることができるということが可能になったこと、そういった要因によりまして減額の106万6,000円としたものでございます。

続きまして、交付金20万円の増額でございます。これにつきましては、訓練活動交付金、こういった原子力防災意識の高まりが大変高く、訓練実施地区が増えたことが要因でございます。

当初予算につきましては、70万円を計上いたしておりました。既に今、執行済額で

50万円を超えてございます。地区数にしましては、既に10地区が初期消火訓練、避難訓練等を実施していただきました。今後、またその訓練について要望を受けております。こういった関係を含めまして、活動費として20万円の計上をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長
○堀内浩一教育文化課長 それでは次に、第10款教育費ということで、54ページの方をお開きいただきたいと思います。

まず、第1項教育総務費、第2目事務局費の2細目学校教育事務局費でございます。25万7,000円の増額の補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、消耗品で20万6,000円、それから18節の備品購入費で5万1,000円をお願いするものでございます。これは、現中学校の図書を統合中学校の図書として、統合して管理するための学校図書館システム用のソフト並びに背ラベルシート等の消耗品20万6,000円と備品購入費としましては、統合中学校用の辞典の購入費として5万1,000円を計上させていただいたものでございます。

その財源につきましては、住民生活にひかりを注ぐ交付金積立金25万7,000円を取り崩して充当をするものでございます。

続きまして、4細節の統合中学校建設費でございます。3万9,000円の増額の補正をお願いするものでございます。内容は、使用料及び賃借料で複合機3万9,000円でございます。これは、従来、生涯学習課で使用している複合コピー機を更新するにあたり、利用頻度が今、統合中学校の建設等で高い、教育文化課で使用することとなり、生涯学習課で使用していたコピー機は、これまで教育文化課で使用していたコピー機を利用することになったものでございます。その複合コピー機の賃借料で3万9,000円でございます。

続きまして、第2項小学校費で第1目学校

管理費、2細目小学校管理費で326万4,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

まず、施設修繕料でございますが、22万1,000円ということです。これは、越路小学校の管理棟とランチルーム棟を結ぶ2階の渡り廊下の下部の部分、両接続部分におきまして、コンクリートにひび割れが見られるため、その修繕を行うものでございます。

次に、14節の使用料及び賃借料で民間バス借上料5万3,000円でございます。これにつきましては、10月の24日に能登演劇堂において北陸電力の支援により劇団四季の演劇鑑賞が行われることになりました。町有バスでの送迎を予定しておりますが、全て町有バスで賄いきれないため、不足する分について民間バス1台分を借り上げる賃借料を計上したものでございます。対象は6年生全員で、七尾市と志賀町と合同で鑑賞するものでございます。

次に、15節の工事請負費でございます。299万円の増額の補正をお願いするものでございます。これは、2つありまして、1つ目には、御祖小学校の3階屋根の軒下部分のコンクリートが老朽化により剥がれ落ち、危険なため修理を行うものでございます。この部分は児童が通ったり職員、来客が車を止めたりして出入りする部分である所でございます。その費用として126万円を予定しております。

それから、もう1点につきましては、滝尾小学校の地下オイルタンクについて、築造後40年経ち、平成23年に国の方で危険物の規制に関する規則改正がございまして、それに基づき改善措置に該当する施設として、重油の漏れがないか計測装置を設置する費用でございます。これが173万円、合わせて299万円となるものでございます。

次に、第3項中学校費の第1目学校管理費、1細目中学校管理費でございます。273万

3,000 円の増額の補正をお願いするものでございます。

まず、通勤手当 1 万 7,000 円につきましては、この 7 月末より鹿島地区担当の A L T、外国語指導助手が変わりまして、その通勤手当にかかるものでございます。

それから 14 節、使用料及び賃借料として民間バス 21 万円でございます。これは、春の中学校の全能登大会において、町の各種行事と日が重なり、町のバスを一部使うことができなくなりました。そのため、当初予定より民間バスを借り上げるにいたって、その分について、今後の秋の大会以降にバスの賃借料で不足を生じることになるため、大型バス 4 台分を増額補正させていただくものでございます。

それから 19 節補助金、北信越・全国大会等派遣費 250 万 6,000 円でございます。これにつきましては、当初予算で北信越大会並びに全国大会派遣費として 80 万円を計上しておりましたが、不足するため 250 万 6,000 円を増額のお願いをするものでございます。

北信越大会につきましては、8 月 7 日から 9 日にわたり長野県各地で開催され、3 中学校から 7 種目、41 人が参加しております。また、全国大会につきましては、8 月の 18 日から 23 日にかけて関東地区の各県で開催され、5 種目にわたり 7 人が参加しております。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 引き続きまして、議案書、55 ページになります。

10 款 4 項 4 目 2 細目の生涯学習センター管理運営事業費でございます。6 万 3,000 円の減額補正をするものでございます。14 節の使用料及び賃借料で 6 万 3,000 円の減額でございます。これにつきましては、今ほど教育文化課長から説明がありましたように、教育文化課と生涯学習課のコピー、ファクシミリの関係の複合機ですね、その機械を入れ

替えしたことによりまして、統合中学校建設費の方で使用料賃借料を今回補正してございます。そういうことで、生涯学習課の方の社会教育費の方の使用賃借料につきましては減額するというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 続きまして、55 ページの第 5 目文化財保護費でございます。

3 細目文化財管理運営費で 201 万円の増額の補正をお願いするものでございます。これは、旧観坊、石動山の旧観坊の屋根の養生シート、冬期間の養生シートを取り付ける費用として計上させていただいたものでございます。委託料では、そのシートの設置・撤去の取付費 51 万 7,000 円。それから 18 節の備品購入費では、そのシート本体の費用を計上、149 万 3,000 円でございますが、計上させていただいたものでございます。

旧観坊につきましては、一昨年、雪による崩落に伴い、今後の被害防止対策として大雪となっても屋根に多くの雪が積もらないように、冬期間にシート掛けを行うものでございます。旧観坊の屋根サイズにあわせた資材等の購入費としての費用が、今ほど申しました 149 万 3,000 円でございます。このシートは来年度以降も継続して使用していく予定のものでございます。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 引き続きまして、同じく 55 ページですが、10 款 5 項 1 目 2 細目体育施設維持管理事業費でございます。

34 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、18 節備品購入費で A E D の購入費でございます。これにつきましては、久江の体育センターに設置したいものでございます。町内公共施設等に 20 台の A E D が設置されております。現在、久江地区には設置箇所はございません。久江体育センターにおいてはですね、

生涯スポーツ関係で、久江体育センターの方、2,500名あまりの方が利用されております。また、横には久江小学校、それから運動場等がございまして、不特定多数の方が利用されております。年間、4、5,000人の方の利用がございまして、今回、久江体育センター費、体育施設費ということでAED1台を設置お願いするものでございます。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 続きまして、同じく55ページでございます。第2目の学校給食費、2細節の学校給食管理費で62万6,000円の減額の補正をお願いするものでございます。これは、4月の学校給食実施時においては、当初予定より嘱託調理員が1名減となり、臨時の調理員が1名増となったため臨時雇賃金119万4,000円を増額し、嘱託調理員賃金182万円を減額するものでございます。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについて、質疑の方がありましたらお願いをいたします。

質疑、ございませんか。

5番 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） ページ、53ページです。委託料、横断地下道改修設計等1,714万円。これは、なぜこういうふうな金額がかかるのか。多分これは8番ラーメンの所の下の地下道やと思うんですが、なぜ設計改修等にこれだけの費用がかかるのか。詳細に説明してください。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 ただ今の宮下議員の質疑にお答えをいたします。道の駅整備事業の中の13節委託料で、横断地下道改修設計等で1,714万円の増額という詳細な中身はということでございました。

それで、現在、8番ラーメン側から地下を

通って、今建設予定の所に出ています。ただ、それは斜めに出るような格好に現状なっております。今回、これは国の国交省とも相談しまして、向こうの出口を将来、道の駅ができた時に真っ直ぐに、真っ直ぐといいますか道線を少し変えたいなど。斜めで戻るんじゃなくて、出てすぐに道の駅に行けるような形状に変更したいということで、今、国土交通省と今、相談をしております。そういうことで、非常にあそこの構造物は頑固なというか強固なものが使われておりまして、それらをこちらの方で再度工事をするようになりますと、いろいろな測量とか設計とかが必要になります。そういうことで、横断地下道の出口部分の改修の地下道の測量設計で大体930万円、それと建築の、出たあとのシェルターといいますか、歩くのに屋根だけを少し今、道の駅まで行くのに雨にあたらぬようなということで、そこら辺は少し考えておるんですが、それらの建築部分にかかるものとして大体500万円ぐらいかかります。そういうことで、それらが主なものということで、今回、委託料として、測量設計として今までみていなかったものですから増額をさせていただきました。ということであります。

○議長（岩井礼二議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 私一回、あそこへ通ったことがあるんですけど、中は確かに、やっぱりしっかりした地下道になっております。通れば電気のセンサーが点くようにもなっておりますが、ただ、今、斜めのやつを、真っ直ぐなやつを斜めにつけると。要するに、斜めにつけて、能信の方へ出るんですか、あれは。ただそれと、普通、今、地下道でそういうふうにいる、金沢へ行ってもそういういろんな道筋をたてていますが、そこにエレベーター的なものはつかんわけですね。そういう、全然費用というのは入ってないわけですね。

○議長（岩井礼二議員） 広瀬企画課長

○**広瀬康雄企画課長** まず、エレベーターとかそういうものは一切考えていません。今の形状が、真っ直ぐ今出ますと、能登信側の方へ真っ直ぐ行くような形状になっとなるかと思うんですが、それですと戻るような、道の駅へ出た場合に戻るような格好になるものですから、それを斜めじゃなくて、出ですぐに、道の駅に相對し、すぐ近道といいますか、近く行けるような形状に変更したいというふうに今現在考えております。それらのかかる構造物の関係、全部壊してやらなくちゃいけないもんですから、それらのかかる費用、設計費用ということになります。形状的には、そういう新たな機能を設ける、追加するというようなものではありません。出口が斜めで出ていったものが、道の駅に対して真っ直ぐ行けるような、そういう形状に変更をしたいというような工事の内容になります。

○**議長（岩井礼二議員）** 宮下議員

○**5番（宮下為幸議員）** それは、2箇所出るとのことやね。能信側と道の駅の方と出るとのことですか。

○**議長（岩井礼二議員）** 広瀬企画課長

○**広瀬康雄企画課長** 2箇所じゃなくて、1箇所になります。今、斜めに行くところは、現在予定しておるのは、モニュメントといいますか、サイン関係ができるような場所になりますので、そこら辺は、今度出口にはならず、出口の人の動きを変えたいということで、そういうことで思っております。出口は1箇所になります。

○**5番（宮下為幸議員）** はい、終わります。

○**議長（岩井礼二議員）** ほかに、ありませんか。

4番 諏訪議員

〔4番（諏訪良一議員）登壇〕

○**4番（諏訪良一議員）** 49ページです。第2款総務費、日章旗掲揚普及300万円について質問いたしたいと思っております。

この議案書から見ると、日章旗掲揚ありき

といったような印象を受けるんですが、先ほどの説明ですと、広報9月号でこれの説明があるように聞きましたが、本来ならばですね、町民の方々への啓発指導のあとで日章旗の掲揚普及とくするのが筋道でないかなと、このように思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○**議長（岩井礼二議員）** 谷参事兼総務課長

○**谷 敏則参事兼総務課長** ただ今の諏訪議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今ほどお話がありました日章旗の関係、広報には、9月号から表紙の上の段に祝日を日にちとしてお示しをさせていただき、日章旗を掲げましょうというようなお願いというか、皆さんに周知をするということでした。

なお、今、お話のあった住民の方、町民の方については、国民の祝日というような設定がされておる日にちについて、国民の祝日というような意味合いをこめて、日章旗を掲げていくということを皆さんに普及をさせたい、普及をしていただきたいということでございます。日章旗の今、交付金として300万円を盛らしていただいたのは、日章旗をお持ちでない方で、それでこの国旗、日章旗を掲げたいと言われる方に、一つの購入の助成、交付金として買いやすいように、買われやすいように、町としてもそういう日章旗を掲げていただきたいという、そういう提唱をする意味合いから交付金の制度として、交付金として300万円を計上させていただいたものがあります。決して、それについて、人それぞれ思いがございませぬから、強制をするというものではございませぬ。あくまでも、啓蒙普及ということを含めての計上をさせていただいたものであります。どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○**議長（岩井礼二議員）** 諏訪議員

○**4番（諏訪良一議員）** 私の申し上げたいのはですね、やはり啓発指導とあわせて連動

して、そしてなおかつ予算的に普及していきましよう、こんなような姿勢で進めていただきたい。日章旗の掲揚そのもの、大変いい話です。けども、今、なぜというような意味合いからいくとですね、やはりこの点もあわせて進めていただきたいということをお願いしたかったわけです。終わります。

○議長（岩井礼二議員） ほかに、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようでございます。

次に、議案第 51 号 平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、59 ページから 62 ページとなっております。

吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、議案第 51 号であります。57 ページをお開きください。

平成 24 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 148 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 3,188 万 2,000 円とするものでございます。

61 ページをお願いいたします。歳入の方から説明させていただきます。3 款繰入金で事務費の繰入金 73 万円であります。これについては、一般会計の方からこの特別会計の方へは事務費の繰り入れをすることとなっております。その内容は、外国人住基法改正に伴うシステム改修に伴う不足分の改修経費 73 万円の繰り入れを行うものでございます。受け入れるものでございます。

4 款繰越金 15 万 2,000 円の増額でございます。これについては、平成 23 年度の、この特別会計収支決算による繰越金でございます。

5 款諸収入でございます。2 項で償還金及

び還付加算金ということで、保険料の還付金 60 万円の補正でございます。これについては、過年度保険料の還付金として広域連合から還付収入されるわけでございます。

次に、62 ページをお願いいたします。歳出の方でございます。第 1 款総務費で 2 項徴収費、1 細目で徴収費の中の 19 の 1 負担金、電算システムの費用で 88 万 2,000 円の支出でございます。これについては、外国人住基法システム改修に伴う一般会計からの繰り入れ並びに繰越金を充てまして、88 万 2,000 円を充てるものでございます。

3 款諸支出金、還付金及び還付加算金でございますが、これは先ほどお話しましたとおり、連合会の方から過年度還付金として全額 60 万円入るわけでございます。町を経由して被保険者の方へ還付されるものでございます。件数は 189 件でございます。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 51 号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 52 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、65 ページから 68 ページとなります。

○議長（岩井礼二議員） 中井介護担当課長
〔中井厚明介護担当課長登壇〕

○中井厚明介護担当課長 議案第 52 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

63 ページになります。第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 922 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 3,294 万 7,000 円にしようとするものでございます。

それでは、歳入歳出それぞれについて、説明させていただきます。

67 ページをお願いいたします。67 ページでございます。

まず、歳入について説明いたします。第2 款国庫支出金、第1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金3 億1,994 万9,000 円に369 万1,000 円を増額し、3 億2,364 万円にしようとするものでございます。これは、2 節の過年度分介護給付費国庫負担金の増額でございます。これは前年度分であります、平成23 年度の介護給付費が確定したことによりまして、不足することになります国庫負担金を翌年度精算分として本年度に受け入れるものでございます。

第3 款支払基金交付金、第1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金5 億3,538 万7,000 円に469 万2,000 円を増額し、5 億4,007 万9,000 円にしようとするものでございます。これは、2 節の過年度分支払基金交付金の増額であります。先ほどの国庫負担金と同様に、不足することになります支払基金からの交付金を翌年度精算分として受け入れるものでございます。

第4 款県支出金、第1 項県負担金、1 目介護給付費負担金2 億8,005 万4,000 円に84 万2,000 円を増額し、2 億8,089 万6,000 円にしようとするものでございます。これは、第2 節の過年度分給付費県負担金の増額であります。先ほどの国庫負担金、あるいは支払基金と同様に、不足することになります県負担金を翌年度精算分として受け入れるものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。68 ページをお願いいたします。

第2 款保険給付費、第1 項介護サービス及び介護サービス等諸費、1 目介護サービス及び支援サービス等諸費についてであります、これにつきましては、補正額はございません。財源のみの変更であります。これは、先ほど

歳入で説明させていただきましたように、介護給付費の翌年度精算分といたしまして、国、それから県、支払基金負担金、あるいは交付金等が入ってまいります。これを特定財源として、ここに受け入れるために財源の変更をするものでございます。

第4 款基金積立金、第1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金719 万円に588 万6,000 円を増額し、1,307 万6,000 円にしようとするものでございます。これは、1 細目介護給付費準備基金積立金の介護給付費準備基金の増額でございます。これは、65 歳以上の第1 号被保険者保険料の中で、介護給付費、あるいは地域支援事業等で支出したあとに残った残額につきましては、介護給付費準備金に積み立てることになっております。今回、この補正に伴う差額につきまして、準備基金として積み立てるものでございます。

第5 款諸支出金、第1 項償還金及び還付加算金、1 目第1 号被保険者保険料還付金50 万円に40 万円を増額し、90 万円にしようとするものでございます。これは、1 細目第1 号被保険者保険料還付金の過年度分第1 号被保険者保険料の還付金の増額でございます。これは、65 歳以上であります第1 号被保険者の介護保険料につきましては、年金からほとんど特別徴収ということになっておりますが、この特別徴収につきましては、介護保険料の前払いという形になっております。前払いとしていただいております。被保険者の方が死亡、あるいは転出された場合に、介護保険料の一部または全部を年金保険者、あるいは相続人等に返還する必要が生じてまいります。今回、年金保険者からの請求、あるいは相続人等への返還について、今年度不足すると見込まれる額について補正をお願いするものでございます。

3 目償還金116 万円に283 万9,000 円を増額し、399 万9,000 円にしようとするも

のでございます。これは、1 細目償還金の国
県等過年度分返還金の増額でございます。平
成 23 年度の地域支援事業、これは介護予防
ですとか地域包括任意事業というのがござ
いますが、その地域支援事業の額が確定した
ことによりまして、今度はもらい過ぎていた国、
県、支払基金の負担金、あるいは交付金につ
いて、翌年度の精算分として今度はお返しす
ることになります。そういう内容になってお
ります。以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。
議案第 52 号について、質疑の方はござ
いませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、ないよう
であります。

次に、議案第 53 号 平成 24 年度中能登
町国民健康保険特別会計補正予算について、
説明を求めます。

議案書は、71 ページから 74 ページとな
ります。

吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、議案
第 53 号、69 ページになります。

平成 24 年度 中能登町国民健康保険特別
会計補正予算でございます。第 1 条で歳入歳
出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,521 万
3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそ
れぞれ 21 億 8,021 万 3,000 円とするもの
でございます。

73 ページをお願いいたします。歳入の方
でございます。

第 9 款繰入金で一般会計繰入金として 75
万 6,000 円の減額をするものでござ
います。これは、一般会計の方でも説明をいたしま
したけれども、平成 24 年度の国保会計赤字補
填分ということで予算計上してありました
75 万 6,000 円を一旦ゼロとするものでござ
います。

第 9 款繰入金でございます。基金の繰入金

で 7,506 万 6,000 円、財政調整基金からの
取り崩しを行い、歳出の方で説明をさせてい
ただきますが、7,506 万 6,000 円プラスア
ルフアの返還金がでております。

第 10 款で繰越金、90 万 3,000 円の増額
でございます。これは、平成 23 年度の収
支決算による、確定による繰越金が 90 万
3,000 円でたものでございます。

74 ページをお願いいたします。歳入の方
の説明をさせていただきます。

第 3 款後期高齢者支援金ということで、
12 万 2,000 円の増額補正をするものでござ
います。これについては、国、県、町 50%、
被保険者が 10%、それから現役世代支援分
として 40%の後期高齢者支援金、その中で
国保会計からの支援をするものについて、平
成 23 年度の、平成 24 年度の予定額が確定
しましたので、12 万 2,000 円補正をするも
のでございます。

第 10 款諸支出金、第 1 項で償還金及び還
付加算金ということでございます。7,509 万
1,000 円の増額補正をするものでござ
います。内容といたしましては、平成 23 年度の出産
育児一時金補助金をまず 9,000 円、これに
ついては、1 名分の補助金が、23 年度分が
24 年度になったということで、23 年度分先
にもらっております一時金補助金を 1 万円戻
すものでございます。

次に、平成 23 年度の退職者医療療養給付
費等交付金 7,508 万 2,000 円の返還でござ
います。これについては、23 年度の給付交
付金済額、これについては、平成 21 年度を
基礎として国の方から概算払いで払われます。
1 億 7,439 万円が受入額でございます。し
かし、24 年 6 月末において、23 年度の実績
がでてまいります。その実績額が 9,535 万
7,000 円ということで、交付金受入額との差
額 7,508 万 2,000 円が国の方へ還付しな
ければならないということになります。従って、
7,508 万 2,000 円は国の方へ返還するとい

うことで増額補正をするものでございます。
以上でございます。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 53 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 54 号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、77 ページから 80 ページとなります。

高橋土木建設課長

〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、75 ページをお願いをいたします。

議案第 54 号 平成 24 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,927 万 2,000 円とするものであります。

79 ページをお願いをいたします。歳入であります。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目で一般会計繰入金として 21 万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、80 ページをお願いをいたします。歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 細目の一般管理費で 21 万円の増額をお願いするものであります。11 節で登記手数料 21 万円の増額をお願いするものであります。この件につきましては、旧鹿西町の時代にですが、さくら新町の分譲宅地におきまして相続登記ができないということがあったため、分譲できなかった区画があります。その区画なんですけど、この度、相続登記、

それから交換登記が終わりまして、今後更に分筆、また合筆の登記が必要になるということで、この登記費用に必要な 21 万円を計上したものであります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 54 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 55 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、83 ページから 86 ページとなります。

福井情報推進課長

〔福井清研情報推進課長登壇〕

○福井清研情報推進課長 81 ページでございます。議案第 55 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算でございます。

85 ページ、歳入でございます。ケーブルテレビ事業分担金、これは放送テレビの加入金 11 万 4,000 円の増額。下段、1 目ケーブルテレビ事業使用料、放送サービス使用料 14 万円の増額。繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金 17 万 6,000 円の減額でございます。繰越金 2 万 2,000 円の増額でございます。いずれも、23 年度のケーブルテレビ事業特別会計決算額の確定に伴う歳入科目の増額補正でございます。

86 ページをお願いをいたします。歳出の部分でございます。ケーブルテレビ事業管理費の部分でございます。主な点につきましては、17 万 6,000 円における増減、財源内訳の変更のみでございます。以上でございます。よろしくをお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 55 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 56 号 町道路線の変更について、説明を求めます。

議案書は、103 ページから 105 ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 議案書、103 ページをお願いいたします。

議案第 56 号 町道路線の変更についてであります。下記のとおり町道路線を変更することについて、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の変更につきましては、一青区が農林課の補助事業により道路の舗装工事を実施したいとの要望を受けまして、しかしながら町道では採択がされないというようなことで、今回、町道路線の一部を廃止するものであります。箇所につきましては、一青地内のグループホーム一青の家から烏屋庁舎前の町道 T-268 号線の間、240 メートルを廃止するものであり、関係する路線は 2 路線あります。

まず、T-85 号線は、起点の変更であります。黒氏 10 部 5 番 2 地先を一青 23 部 59 番先に変更するものであり、延長につきましては、1,822.6 メートルを 890.2 メートルに変更したいものであります。

また、T-302 号線につきましても起点の変更であり、一青の部 1 番 1 地先を黒氏 10 部 5 番 2 地先に変更するものであり、延長につきましては、861.9 メートルを 1,298 メートルに変更したいものであります。

105 ページをお願いいたします。105 ページには、今回関係する 2 路線の路線図を明示しております。以上であります。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 56 号について、質疑の方はござ

いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 57 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散について、説明を求めます。

議案書は、109 ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案第 57 号であります。七尾鹿島広域圏事務組合の解散についてであります。

このあとの 58 号、59 号、あわせて 3 本につきましては、広域圏の解散についてかかるものであります。

まず、改めて申し上げさせていただきます。広域圏の解散については、平成 25 年 3 月末をもって広域圏の解散にあたり、現在のサービス水準を維持すること。両市町の意志合意形成の枠組みを維持することを基本として、共同処理しているごみ、し尿処理や消防事務などの業務については七尾市が引き継ぎ、中能登町からは事業を引き継いだ七尾市へ事務委託し、これまでと同じように七尾市と協議する場を設け、共同で行っていくこととしていく。そういうことをまずもって申し上げさせていただきます。

議案第 57 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散についてであります。七尾市と構成する七尾鹿島広域圏事務組合を平成 25 年 3 月 31 日をもって解散することについて、七尾市と協議書を取り交わすものであります。以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 57 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、ないようであります。

次に、議案第 58 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う財産処分について、説明を

求めます。

議案書は、113 ページから 117 ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案第 58 号
七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。

七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、七尾鹿島広域圏事務組合の財産であった土地、建物、構築物、またその従物などの財産処分について、その財産が所在する七尾市と中能登町が引き継ぎ、共同で取得した土地については、116 ページ、あとに出てまいります。にあるとおり、協議書において持ち分を明記して引き継いでいくものであります。

また、これらの施設は、広域圏解散後も引き続き使用していく必要がありますので、解散にあたっては金銭での精算は行いません。

なお、債務や出資による権利、基金に属する現金は、出資等の原資の割合にて精算するものであります。以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 58 号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 59 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う事務の承継等について、説明を求めます。

議案書は、121 ページから 123 ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案第 59 号であります。七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う事務の承継等についてであります。

これに関しましては、組合解散後の事務の承継や決算の調整、審査及び認定は七尾市が

引き継ぎ、負担金の過不足が生じた場合は、精算することとなっています。

また、広域圏の一般職の職員である者は、原則として七尾市職員として引き継ぐこととなるため、病院職員を除いた職員について、平成 25 年 3 月 31 日を持って退職するものとして算出した退職金の額を七尾市に対して複数年度にわたり分割して支払うこととしております。

なお、解散後の広域行政の推進として、消防や一般廃棄物処理、火葬場や公平委員会については共同で行い、病院の経営や二宮川の水防、補導活動は関与しながら協力して行うものとする協議書を七尾市と取り交わすものであります。

なお、来年 4 月 1 日から新たな中能登町及び七尾市の広域行政の推進に関する規約については、七尾市と最終協議が整い次第、議会でご審議をいただきたいと思っております。そういうことも含めましてまた、よろしくお願いをしたいと思います。以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第 59 号について、質疑の方はございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第 60 号 工事請負契約の変更について（平成 23 年度社会資本整備総合交付金（関連：効果促進）事業「なかのと道の駅」（仮称）整備外構工事（その 1））の説明を求めます。

議案書は、123 ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案第 60 号
工事請負契約の変更についてであります。

この変更についての内容としましては、近接工事による減額でございます。近接、近い、接する、そういう工事であります。

昨年発注した道の駅敷地造成事業と今回発注した整備外構工事について、両件とも壁屋建設が落札したため、同一事業で同一敷地工期の重複があったため、共通架設費や現場管理費の間接費を減額調整したものであります。

この変更の金額でございます。変更前は7,455万円でございます。変更後7,163万1,000円とするものでございます。減額の金額としましては、291万9,000円とするものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第60号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第61号 工事請負契約の変更について（平成23年度中能登中学校新築工事（校舎棟・建築））の説明を求めます。

議案書は、125ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案第61号 工事請負契約の変更についてであります。

変更の理由といたしましては、石動山の町有林の杉材が予定より多く出ました。これを有効活用して地元材の利用を拡大し、併せて木の温かみを増すことを目的として行うものであります。内容は、杉材14.9立方メートルを増工し、腰板張り650平方メートル分として4,956万円を増額するものでございます。失礼しました。495万6,000円を増額するものでございます。

なお、変更前の金額は16億8,997万5,000円であります。変更後16億9,493万円とするものであります。増額の金額としましては、495万6,000円であります。以上、よろしく願いをいたします。

ただ今発言をさせていただきましたところで、契約の金額、変更後の金額が間違ってお

りました。改めて申し上げさせていただきます。変更後の金額は、16億9,493万1,000円でございます。よろしく願いをいたします。失礼をいたしました。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第61号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、議案第62号 工事請負契約の変更について（平成24年度緊急時給水拠点確保等事業越路第2配水池築造工事）の説明を求めます。

議案書は、127ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案第62号 工事請負契約の変更についてであります。

この変更の理由は、近接工事であり、それに伴う減額をするものでございます。昨年発注した越路第1配水池築造工事と今回発注しました第2配水池築造工事について、両件とも森松工業が落札したため、同一事業で同一敷地工期の重複があったため、共通架設費や現場管理費の間接費が減額調整をされたものであります。

なお、契約の金額でございます。変更前は1億1,812万5,000円であります。変更後1億1,560万5,000円としたものでございます。減額金額といたしましては、252万円となったものであります。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 説明が終わりました。議案第62号について、質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、議案の説明及び質疑は終結とします。

ここで、議案等の委員会付託について、付託表を配付いたしますので、2時55分まで休憩といたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

◎議案等の委員会付託

○議長（岩井礼二議員） 再開します。

日程第5 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております、報告第14号、議案第43号から議案第55号、議案第56号から議案第62号までの報告1件、議案20件、請願第14号から請願第23号までの請願10件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（岩井礼二議員） 日程第6 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

これより、決算審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

決算審査特別委員会の設置については、議長及び監査委員を除く12人の委員で構成したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りします。

ただ今、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

1番 山本 孝司議員

2番 笹川 広美議員

3番 南 昭榮議員

4番 諏訪 良一議員

5番 宮下 為幸議員

6番 亀野富二夫議員

7番 甲部 昭夫議員

9番 上見 健一議員

10番 若狭 明彦議員

12番 坂井 幸雄議員

13番 田中 治夫議員

14番 作間 七郎議員

以上、12名を指名したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました12人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第1号 平成23年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第8号 平成23年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定までの認定8件については、決算審査特別委員会にこれを付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

認定8件については、決算審査特別委員会にこれを付託のうえ、審査することに決定い

たしました。

ここで、決算審査特別委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩します。

午後3時00分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の審査の認定議案は、お手元に配付した付託表のとおりであります。

委員の方々は、次の休憩中に、正・副委員長の互選を行い、報告を願います。

ここで、暫時休憩します。よろしく願います。

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会において、正・副委員長の互選が行われましたので、報告をいたします。

委員長に、6番 亀野富二夫議員

副委員長に、1番 山本孝司議員

以上のとおりであります。

◎休会の決定

○議長（岩井礼二議員） 日程第7 休会決定の件について、議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会審査等のため、9月8日から9月11日までの4日間を休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、9月8日から9月11日までの4日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（岩井礼二議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

午後3時17分 散会

平成24年9月12日（水曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 水田 祥代

○議事日程(第2号)

平成24年9月12日 午前10時開会

日程第1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議

○議長（岩井礼二議員） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は、14 名です。定数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（岩井礼二議員） 日程第 1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。

一般質問についての、各議員の持ち時間は 1 時間ありますので、守っていただきますようお願いをいたします。

執行部におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、発言順に質問を許します。

4 番 諏訪良一議員

〔4 番（諏訪良一議員）登壇〕

○4 番（諏訪良一議員） おはようございます。2 件について質問いたします。

最初に、町の重点事業である主要施策の促進について。

今年の 3 月定例会における私の質問に対して杉本町長が、今年は今能登中学校の整備、なかのと道の駅、仮称ですがの整備、鹿島地区にある小学校の統廃合、旧 3 町に分散している庁舎の統廃合にもその方向性を出したいとの答弁をされています。

このうちの、小学校の統廃合には、小学校実施設計業務委託料として 4,200 万円、また、庁舎の統廃合には本庁舎整備事業調査委託料として 70 万円が平成 24 年度の当初予算にそれぞれ盛り込まれており、意欲的で前向きな取り組み姿勢がありありとうかがえます。

なお、中能登中学校の整備や鹿島地区小学校の統廃合、及び庁舎の統廃合、現在行っている分庁舎方式の解消ですが、など、3 つの案件は合併当初からの懸案事項でもあります。

しかしながら、これまで、また、今後の町の財政見通しは決して容易なものではなからうと思えます。町税の大幅な増額など望めるよしもありません。

このため、必然的に地方交付税や各種交付金などの依存財源に頼らざるを得ない状況にあることはご承知のことと拝察します。自主財源のみでは、これらの 3 つの案件など、とても成し遂げられる術はあり得ないものと考えます。

こうしたことから、平成 26 年度で終了すると言われております合併特例債の満額を活用していくうえからも、主要施策の着手を促進すべきものと思われませんが、町長はどのようにお考えでしょうか。

一方、杉本町長におかれては、任期の残り期間が短く、中能登中学校の整備を除くこれらの事業全てを成し遂げることは、残念ながら不可能とも思われます。いずれの事業においても、志し半ばといったお気持ちではないかと拝察します。

こうしたことから、引き続き町政を担い、今後も続くであろう厳しい財政運営を熟慮のうえ、財政の健全化を図りつつ、町民の付託に応えうる意気込み等について町長の所見を伺います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 おはようございます。諏訪議員の「合併特例債による事業推進について」のご質問にお答えをいたします。

合併特例債につきましては、いわゆる平成大合併に伴い、特に必要となる事業について、合併年度及びこれに続く 10 カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債であります。充当率は 95% で、元利償還金の 70% について交付税措置があり、

後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

中能登町の合併特例債発行可能額は、105億8,450万円となっております。平成23年度までの発行額は、66億9,870万円と率にして63.3%となっております。平成24年度以降の発行残額は、38億8,580万円となっております。

これまでの合併特例債を活用した事業実績ですが、平成17年度の地域イントラネット基盤整備事業、平成18年度のケーブルテレビ施設整備事業、平成18年度から平成24年度までを予定しております上水道施設統合整備事業などがあります。

また、平成22年度に事業を着手し、来年度開校を迎える中能登中学校建設事業も国費に併せて合併特例債を活用して建設工事を進めております。

そして、平成23年度に事業を着手し、平成26年春開業を予定しております「なかのと道の駅建設事業」についても国費のほか、新たに防災拠点施設整備事業として認められたことにより、より有利な起債である緊急防災・減災事業債と併せて合併特例債を活用して、順調に工事が進捗している状況にあります。

今後の事業計画につきましては、今年度当初予算で実施設計費を計上しております鹿島地区統合小学校建設事業、防災行政デジタル無線整備事業、役場庁舎の統合事業などを考慮しながら有効に活用していきたいと思っております。

合併特例債につきましては、先ほども申し上げましたとおり、発行可能額と発行期限がありますので、国や県の動向も注視しながら、合併特例債以外の地方債も含めて、より有利な地方債を活用しながら、財政運営の効率化と安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ご質問のありました、今年度の主要事業のうち、既に事業着手しております「中能登中学校建設事業」と、「道の駅建設事業」があります。

また、未着工であります。協議を進めている事業として「旧鹿島地区にある小学校の統合」と、「役場庁舎の統廃合による本庁舎の整備」があります。

最初に、「中能登中学校建設事業」につきましては、平成25年4月開校に向けて、校舎やアリーナ、共同調理場の建設と、グラウンドやテニスコートなどの整備工事を進めており、工事関係の発注手続きは、おおむね終了したところであります。

次に、「道の駅建設事業」につきましては、平成26年春の開業を目指して整備を進めており、現在は用地造成と外構工事を行っており、今年度中に施設の建設工事にも着手する予定としております。

次に、「鹿島地区にある小学校の統合」につきましては、現在まで4回の委員会を開催し、基本方針について話し合いを進めてまいりました。

なお、基本設計についても、早々に発注しなければならないと思っております。

最後に、「役場庁舎の統廃合による本庁舎の整備」につきましては、これから検討委員会委員の委嘱を行い、本庁舎整備の調査に着手することとしております。

これらの事業につきましては、将来の中能登町にとって必要不可欠な事業でありますので、財政の健全化を図りながら国・県の補助金や有利な財源を確保しつつ、効果的に合併特例債を活用して、将来に向けた中能登町の基礎・基盤をしっかりと作りあげていきたいと考えております。

また、今、質問のありました、これらを進めていくためにどうするのかといった質問もありましたけれども、まだ6カ月以上、4月の2日まで私の任期がございます。今、あげ

た諸々の課題、また、現在町長会の会長として、また砂防協会の会長として、また農業農村整備推進協議会の会長として、県治山協会の会長として、また全国道路整備促進協議会、全国国民運動推進会の副委員長も仰せつかっているわけでございます。それらに向けて与えられた任期、全身全霊、一生懸命に頑張ってください、そして時期がくれば議会の皆さん、そしてまた後援をいただいている皆さん、また町民の皆さんとご相談をさせていただき、そういう機会を設けていただきたいとそう思っております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 鹿島地区の小学校の統合問題と分散している庁舎の統合の問題、この2件で合併特例債をいかほど充当されていかれようとしているのか。このあたりがまず、最も重要などころではなからうかなと思います。小さい事業に特例債を充てて、重点の事業が効率良く進めていられないということになってくると困ると思います。

私たち心配するのは、果たしてこの事業を進めるのに、合併特例債がどんだけ残っているのかなというところが気になるころであるわけです。このことについて伺いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、お話のあった小学校に対しましても、まだ設計がこれから発注する段階でありますし、庁舎等につきましても、まだどれだけかかるかまだはっきりしておりません。そういう中で今、発行残高は38億8,580万円ということですので、他のそれらにつきましては、合併特例債を活用して進められていくものと、そう思っております。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 小学校の統合を図っていくうえで、耐震化の対策というのが行われておりませんので、やはり小学校の統

合の問題は、できうれば早めるべきでなかろうかなと、このように思いますがどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 鹿島地区の小学校につきましては、27年の春に開校できればということで、今、進めているところでございます。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 先ほどの任期半ばということに関連するんですが、大事な事業がいずれも手がけて完成しておらないと。中学校の問題はほぼ完成のようですけども、そんなことから考えても、できればですね、やはり町民の皆さん方の付託に応えられるような体制で取組んでいただきたいと思います。

次に、統合中学校の花づくりについて説明します。あえてここで花壇と言わなかったのはですね、花壇ですと、校舎内は該当らないということからですね、花づくりということで表現したわけですが、鹿島中学校、皆さん方、何回か尋ねておいでると思うんです。校門をくぐる都度、その第一印象は校舎の内外を問わず、草花で埋め尽くされております。昨日も行って見てきました。おそらく、教育長もそれとなく何度か見ておいでると思います。

また、このことがですね、学校を尋ねた方々の「大変爽快な気持ちになる」というようなこともよく聞かれる言葉です。花を愛でる。愛でるということは、愛するとかいたわるという意味ですが、心があれば花をながめて怒る者もないだろうとも思います。

道徳教育、いや、こころ豊かな教育環境づくり、推進上の一環からしても花いっぱいづくりは不可欠ではないかと考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

植物が好む場所に配置され、なおかつ人目を引きつけ楽しませる。生徒をはじめ関係者の努力と植物に対する愛情の賜物だと思います。と、第47回、47回は昨年ですが、花

いっぱいコンクールにおける審査員の講評であります。

「校舎内やグラウンドのどこからでも花をながめられるような花壇づくりをモットーにして立案し取組んでおります。草花の成育中は、私にはお盆も土曜、日曜もございません。とりわけ今年のような猛暑続きでは、朝5時に出勤し管理をしています」とは、裏方で働いておいでます指導者兼管理者の方の言葉です。

また、「花づくりが趣味であること。加えて花づくりに生きがいを感じていることが、長年この仕事を続けてこられた要因です」との返答でもあります。

これらのことをお聞きしますと、サラリーマン感覚での肥培管理では、仮に花は咲いたとしても人目を引くような花を咲かせることはナンセンスだろうと考えます。どのような花づくりを夢みておられるのか。教育長の所見を伺います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 今ほど、統合中学校の花づくりについてのご質問をいただきました。

鹿島中学校の学校花壇、花づくり、これは天下一品であります。校庭そのものが花であり、生徒たちは毎日花園の中に学校生活を送っております。

今ほど諏訪議員も言われましたように、春満開の桜から始まって校舎内外には年中、四季折々の花がみんなの目を楽しませ、心を和ませてくれております。最高の自然環境でありますし、それはまた最高の学習環境にもつながっております。

石川県花いっぱいコンクールで12年連続の最優秀賞という偉業を成し遂げている鹿島中学校は、全国に誇れる花のある学校であり、中能登町の自慢であります。

その鹿島中学校が輝かしい歴史を閉じようとしている今年、花は一段と綺麗に、豪華に

なっております。鹿島中学校の歩みを讃えてくれているんだろうなというようにも感じております。見事というよりほかはありません。

その成果の陰には、庁務員さんの年中無休の筆舌につくしがたいお世話や努力、そして校長先生はじめ教職員の皆さん、生徒の皆さん、そしてPTAの皆さん方の心一つにした取組みがあったからこそと感謝をしております。

統合中学校でも鹿島中学校のような立派な花づくりを行い、教育環境を整えたいという願いはありますが、一個人の力に負うところが多々ある中で、現在の状況をそのまま継続していくことは大変難しいこととも考えております。

しかしながら、この成果を決して無駄にせず、統合中学校の新体制の中において、少しでも引き継いでいけるようになればいいというような期待といたしますか、願いは持っているところです。

それから、2つ目の肥培管理のお話ですけれども、統合中学校では現在のところ、その自然環境といたしまして、いろいろな種類の桜を中心とした植栽計画を立てているところです。開校後の数年間は植栽したものが枯れないように、しっかりと活着して安定するまで細かく丁寧に肥培管理をしていくことが必要になってきます。

統合中学校では、どのような職員体制となるかはまだはっきりできませんし、その面積や本数、桜の本数も比常に多いために、統合中学校の庁務員の方、学校教職員だけでは対応はできないんだろうなというようにも思います。

是非、外部に指導者、そしてボランティアの人を求めていかなければならないというようにも思っております。徐々にではありますけれども、春の桜ばかりでなくて、夏や秋、今あるような、校舎内外に花壇の花が楽しめるような、そういう新たな花の名所、花のあ

る学校を町民の皆さんとともに作り上げることができればなあというように考えているわけですけども、今のところ、「それではこのようにやろう」というような計画までにはなかなか至らないのが現実です。是非、ご理解とご協力を賜りたいなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員）「コンクリから人へ」という言葉を言われた総理大臣がおいでしましたが、コンクリから和らげてくれる花と私は言いたいわけです。校門をくぐれば花が生徒を迎えてくれる、これぞ生徒が夢を持つ学校づくりではないかと考えます。

先ほどの教育長の言葉から勘案してみましても、花に対する理解はあると思いますが、実際、行動はどうかと、こんなように思います。といいますのは、教育長の大変重視しておいでます夢プロジェクトづくり、この中には一切このような言葉が入ってきません。校門をくぐれば、テストの点数を何点上げるといのが教育長の夢のようですが、本当に花づくりに邁進されようと考えておいでなのか、もう一度伺います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 統合中学校の開校を前に、現在、夢プロジェクトの取組みを進めております。もちろん、大きな柱は3本ということでありまして、その中に花を基本にした、そういう学校環境とか花づくりということが含まれていないんじゃないかというように言われました。もちろん、文言の中にはありません。ただ、開校を前にした子供たち、何としても子供たちの気持ちを高めたい。いよいよ新しい町の新しい学校といいますか、教育の第一歩を踏み出す大きな節目だぞと、子供たちも先生方も町民の皆さんも、大きな期待を込めて頑張ろう、特に生徒はそういう気持ちを持って、大きな気持ちを膨らませて統合中学校に備えてほしいなというような思

いで3本柱を目指してきております。

これは生徒を中心にして、「一生懸命に3本についてやって、そしていろんなところ、目指すところに頑張るんだよ、基本はその3つだぞ」というような意味であります。学習環境も非常に大事なことであります。併せて学習環境だけではありません。いろいろと二次的な面も沢山あります。こういったことについても、後ほどまた明らかにさせていただければなあというように思っているところです。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 最近よく重要視されているところに、道徳教育という文言が入ってきます。こころ豊かな教育環境づくりを進めていくうえからしても、教育長の花づくり、あるいは花との位置づけをどのようにお考えでしょうか。お聞きします。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 鹿島中学校には、昨年度も今年度も道徳教育の推進の拠点校として、モデル校として頑張っております。しかも鹿島中学校が目指すのは、地域の人、地域の人と一緒に道徳のいろんな問題について考えて一緒に学んでいこうというような、そういう道徳を現在推進しておられます。これも地域の人との関わりで、学校にいろんな教育環境の大きな力になっているなというようにも思っております。

また、鹿島中学校の素晴らしい花壇には、生徒たちが1年の間に何度もそれぞれの立場でお世話をし、花づくりのお世話をし、いろいろと世話をしてくれておりますし、町民の方からいろいろとその中で花づくりの大切なことも学んできております。きっとあの子供たちは鹿島中学校を卒業しても学校でのことと併せて、綺麗な花が沢山咲いていたなというようなことが心にしっかりと残っていくんだろうなというように思います。道徳教育にしても花づくりにしても、学校教育を支える本当

に大事な面がかなり整ってきているなどというように思っています。新しい中学校でも、是非、そういうようなことが一つでも引き継がれるようにやっていきたいなどというように思っています。

○議長（岩井礼二議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 花壇は土木業者は作るものです。花壇の中に植えることは人の手でなければ入れることができないわけです。それがあってこそ花が咲くわけです。

この管理者の方のお話をお聞きしますとですね、管理というものは365日であるということです。土づくりから始まって、球根あたりは冬越しするわけです。

そういうことから、学校が開校してから「さあ、花づくり」というような安易なものではないということを確認していただき、そして取組んでいっていただきたい。質問を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 続きまして、7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） 私は、通告に基づきまして、「中能登中学校の夢プロジェクト事業の取組みについて」お聞きをしたいと思います。

これまでの取組み内容と現在までの成果はどのようになっているか。また、全国学力学習状況調査等の結果はどのようになっているか。

次に、今後の取組みはどのように考えているかということをもとめました。

この質問は、今まで教育民生常任委員会や統合中学校建設特別委員会等で担当者より説明を聞いておりますが、来年4月に開校する中学校は3校一緒になる、一つにまとまる中学であります。生徒や父兄の皆さんには、あらゆる面での不安と期待、そして運動、スポーツにおける関心も大いにあるというふうに思われます。

私は、この一般質問をとおり、学校の先生、生徒さんや父兄の皆さんや町民の皆さんが新しい学校の取組みを知っていただきたいと思い質問をいたしました。

町では、統合中学校の開校にあわせ、平成22年から学力向上、生徒会活動の活性化、部活動強化を3本柱として夢プロジェクト事業を展開していますが、統合中学校開校まであと半年余りとなった今、これまでの取組み内容とその成果についてどのように考えているか。また、4月に実施された国の学力学習状況調査や県の基礎学力調査の結果について詳しくどのような状況であったか、併せてお聞かせ願いたいと思います。

なお、今後の取組みはどのように考えているか。この夢プロジェクト事業は統合中学校の開校をもって取組みを終えるのか、また、継続をしていくのか、その点も併せて教育長の答弁を求めるものであります。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど「夢プロジェクト事業の取組みについて」のご質問をいただきました。

いよいよ来年4月、統合中学校が開校いたします。日に日に建設工事が進んで、立派な姿、雄大な姿が現れてまいりました。私たちの町の教育の新しい第一歩が始まるんだなどというように思います。町民の皆さん方も、必ずや大きな期待、そして思い、計り知れないものを持っておられるんだろうなどというようにも思います。

町長さんはいつも言われます。「一番いい学校をつくるんやぞ。一番立派な学校をつくらんかい」というように言われます。一番立派な学校には、一番頑張る生徒が入らなければなりません。結果はともかく、「よし、やろう」というような、そういう気持ちを持った生徒が入らなければなりません。

100年に一度のこの大きな節目、開校を前にした今こそが生徒たちを仕込む、生徒た

ちの心に訴えかける絶好のチャンスだというように思っております。何としても、子供たちの気持ちを高めて、歴史的な第一歩をしっかりと歩み出してほしい。そういう、「よし、頑張ろう」といった自覚と決意とチャレンジ精神を持ってスタートしてほしいというように願いを持って取組みを進めているのがこの夢プロジェクトであります。

目指すものは、先ほど言われましたけれども、3本柱であります。一つは勉強をしっかりと正面から勉強に向かって頑張る子。もちろん好きな子、きれいな子、よてでない子もおるかと思えます。ただ、「おれ、勉強やめた」ということの決して無いように、しっかりと勉強に正面から向かってほしいな。そして向かうからには、「あの学校はよく頑張っているな、成績もいいな」と言われるような、そういう学校になってほしいなというのが1本目の柱です。

2つ目の柱は、生徒会活動がしっかりと機能し、自治能力があって、生活態度が立派な中学校にスタートしてほしいというような思いです。やっぱり、気持ちがあれば生活態度が変わってきます。服装なんかも変わってきます。礼儀についても変わってきます。そういうようにして行動で頑張ろうというような意欲がうかがえるような、そういう生徒たちになってほしい。それを推進するのがやっぱり生徒会活動だろうというように思います。それが2つ目の柱です。

3つ目は部活動です。部活動に熱心に取組む中学校であってほしい。自分の部活動ですので、課外活動です。これは好きなどころに入って、自分の得意なもの、将来ここへ向かってやろう、自分はこの力がありそうだという、その自分の好きな部に入って目一杯部活の良さを満喫してほしいというのが部活動の柱であります。やるからには、欲たまいけれども、運動部であれば強い中学校、文化部であれば立派な、内容的に立派である、

そういう部活ができるようになってほしいなというように思っております。

とにかく、夢プロジェクトの推進は、まさに文武両道を目指す新生中学校の基盤づくり、土台づくりだというように思っているところです。

推進母体は学校とPTA、そして体育協会にもお願いをしまして、そして教育委員会、この4つの皆さんに中心になって推進母体をお願いして、6つの専門部会を組織して、これまで3年間取組みを進めてまいりました。

一つ一つ、どんな取組みをやったのかということになるといっぱいあります。それは省かせていただきますけれども、かなり盛り上がってきたな、手応えをつかむことができたなというように思っております。

あと半年、中学生にとりまして一番のやっぱり基本を目指すところ、しっかりと勉強しよう、嫌いでもやろう。そして生徒会活動、係活動や集団行動、集団生活、言動、身なり、挨拶、礼儀作法、そういったものをしっかりとやろう。そして部活も一生懸命やるんやぞ。中学校の部活は授業では得られないような、そういう素晴らしい体験ができますし、人間形成のうえにおいても素晴らしい勉強ができるものというように思っているところです。

そういう生徒たちが目指す気持ちが多くの、全員の子供たちにある、そういう立派な新生中学校をスタートさせたい、誕生させたいというように思っているところです。

それから、先ほど、4月に実施されました学力調査の結果についてどうであったのかというようなお話がありました。

毎年4月には、国の学力調査、県の学力調査が同時に行われます。「何で一緒なことするがや」ということですがけれども、国がやる教科と県がやる教科とは重ならないようになっております。

今年は、国は、中学3年生の国語と数学と

理科の学力調査がありました。残った社会と英語は県の方でやりました。小学校の方は、6年生、国語と算数と理科の3つの教科の調査がありました。残ったのは、小学校ですので英語はありませんので社会です。社会は県の方でやりました。

更に石川県の方では、小学校4年生についても国語と算数の学力調査を独自でやりました。

その結果につきましては、国の結果は8月9日の新聞で詳しく報道をされましたし、県の結果については、その約1カ月程前に発表といたしますか、それぞれの学校に結果が届きました。

結果については、新聞で大きく載っておりました。石川県は小学校も中学校も全国のトップレベルであったよと。特に小学校は国語も算数も理科も、あまり順位とかそういうことを言うとあれかなと思うんですけども、全国で3番目、3番の中に全部入っている。中学校は、これも片手といたしますか、6番の中には全部入っているという素晴らしい結果でありました。

それでは、中能登はどうなのかということです。一口で言いますと、小学校の方は全国の平均といたしますかレベルよりも、石川県は3番ですのうんと良かったです。中能登町は石川県のレベルとほぼ同じ、ちょぼちょぼでありました。教科によってより良かったものもあれば、少し下がっているのもあったんですけども、総合すれば石川県全体とほぼ同じであったと。

中学校はどうであったのか。これは、中学校については、今年度、中能登町の結果はものすごく良かったなということです。石川県は全国の6つの指に、6番目に全部入っている。そういう石川県の平均に対して、中能登町は更に全ての教科において、石川県の平均といたしますか、それを大幅に超えているということで、「いや、結果が表れて良かった

な」というように思っています。

開校に向けて「しっかりと勉強せんかい。勉強の好きなもんはどどんやれ。嫌いなもんでも絶対あきらめないでやるんやぞ」というように、学校の子供たちにも先生方も保護者の皆さんにもご理解をいただいて頑張ってきたその成果だなというように思っています。

それから、この夢プロジェクトの取り組みは、「開校すればそのあとどうなるがい、ほんで終わりなのか」ということですがけれども、実は、開校した後こそ本番だというように思います。

3年前から始めましたこれは、第1期というように思います。助走段階です。しっかりと心を育てる段階、気持ちを高めて精一杯「よし」と勢いをつけて開校に臨んでほしいな、臨むげんぞというのが第1期です。3年間やりました。

来年開校します。開校後の3年間、こここそ本番。ハイジャンプ段階というようにも言えるだろう。全校生徒が一丸となって「よし、いよいよ一緒になったな。全力でチャレンジしぐんぐん力をつけてほしいな」と、存在感のある学校を築いてほしいなというのが第2期であります。3年間。

そして、第3期があります。第2期に続く5年間を充実発展段階というように呼びたいと思います。県内のトップレベルとして不動の地位、全ての面でしっかりした学校ができたな、頼もしい学校ができたな、生徒たちもよくやっているな、生活態度もいいな、部活にいてもしっかりと戦っているな、いろんな面で「あそこはやっとるよ」と言われる、そういう状況を持った中学校を是非つくっていきたい。新しい、そして新しい歴史と伝統を築く、そういう充実発展段階というのが開校後3年経って更に5年間ということです。開校前の3年間と開校した8年間、トータル11年間になるわけでありましてけれども、その間で現在の持っているそれぞれの中学校の

誇れるところ、強さ、伝統、そういったものを一つでも多く受け継いで新しい学校に備えていきたいな。そしてぐんぐん新しい学校の力を発揮できるような、そういう学校にしていきたいなというように思っているところで。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 今ほどの教育長の答弁で、よく一生懸命にやっておいでるといような成果が表しつつあることが理解ができます。

ただ、学力とその3本柱のそれが全てうまくいっているというような話ではありませんが、中には物差しで測ったようなわけにいかない生徒もいるんじゃないかなど。例えば、運動にしてもその器量がないとか、学力でも平均は非常にいいということで、教育長は最高にいいということで報告をされておりますが、中には個々に、やはり平均点いかないで苦しんでいると。勉強も分からないと。スポーツもやろうと思っても鉄棒も上がれんというような、そういうような人も中にはおいでると思います。そうした人の指導というか教育は、どういうふうに考えておいでになるか。当然、ほっぽらかしていくような時代と違いますので、一生懸命にやられると思いますけれども、その辺を一つお聞きしたいなと、そういうふうに思います。

また、500人規模の学校ということで、現在の各中学の教員の数からあわせていっても、かなりの数になると思いますが、その先生のそうしたその数というか、教員の人数、指導者も含めて大体どれくらいになっていくのか。

また、そういう先生方の採用というかそうしたものは、私らはもちろん分からんわけですが、どのようにして見込んでおいでなのか、そういう段取りというのは少しずつつけておいでなのかというようにことを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、3本柱でしっかりと勉強しようというように言っているんだが、しかも成績は良くなってよかったんだけど、その裏には「勘弁してくれや」といような生徒もいるんじゃないだろうか。ほったらかしにされたり、「分からんもんなほんでいいがいや」といような子はいないんだろうかということをご心配されてのご質問かなというように思います。

もちろん沢山の子供たちですので、勉強が好きな子、教科によって嫌いな教科をもっている子、勉強はなーなんていような子、いろいろとおります。ただ、特に小学校では勉強がなかなか思う通りに進まない。なかなか学習の習慣もついていないなという子子供たちに対しては、小学校は実に丁寧な対応をやって来ております。放課後に残してといえ言葉はあれですけども、その子たちに寄り添って、そして放課後なんかにも担任の先生、あるいはほかの先生方、一生懸命に手ほどきをして教えて来ております。

従って、そういう、何と言いますか好きでない、あるいは成績も良くない子はほったらかしにされているのかなということですけども、決してそういうことはありません。そういう嫌いな子も不得意な子も、不得意な教科を持つ子も一生懸命に頑張った結果がこのようない結果になったんだろうなというように思っています。

それから運動についても同じです。運動が嫌いだな、身体の都合で激しい運動ができないなという子もおります。体育の授業は全員必須ですので、必修ですので、これはやめるわけにはいかんですけども、部活動についてはスポーツのできない子は文化部に入って、そして頑張ってくれておりますし、頑張ってもらいたいなというように思っています。

それから新しい、500人規模の統合中学校、教職員のどのようなスタッフになるのか

というお尋ねでありました。県の方では、県教委の方ではクラスの数、全校生徒の数、そういったもので教職員の配置の人数が決まっております。新しい学校、もしこのままいけば校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、そういった先生方もありますし、級外といったことも含めて全部集めると30人近くなるのかなというようにも思います。

ただ、30人近くなってもそれは栄養の先生もおいでるし事務の先生もおいでるし、部活動の全面に全員出られるかということ、部活動に出られない先生方も、「校長部活動しとるのか」ということになるんですけども、そういうようなわけにはいきません。部活の指導ができるような状況の先生方ということになれば25、6名程になるのかなというようにも思います。

今の新しい中学校では20の部を作るということですので、「そんならまだ余っとるがい」ということですが、部によっては大勢の生徒が集まる部もでてきます。顧問が1人では足りないところもでてきます。そういうようなことを考えると、今、20の部をもし作るとなれば、もう目一杯かな、ぎりぎりかなというようにも思っているところで、できるだけ部活に熱心に、上手に授業をする、力をつけるような先生がほしいな。誰でもが一緒です。私たちもそう思います。そういう先生方を名指しにして来てほしいと思うんですけども、最終的には県教委が平等に、小中学校平等な人事配置をやるだろうと思いますので、ある町だけ、ある市だけの希望に添ったというようにはなかなかいかなように思います。いろいろと要望は出していきたいなと思っています。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 今ほど、25人か30人というような人数を教育長は示しておられました。意外と少ないかなというように個人的な感じはしますが、それで運営という

か、子供たちを指導していかれるようであれば、私たちは何も言うことはない、そういうふうに思います。

最後に、この3つの中学校の生徒が交流をして、立派な校舎ができ、学業やスポーツが一生懸命になって県下に馳せるような中能登中学になっていただきたいなど。そして、いずれ将来、立派な成人の、子供たちが成人をして立派な社会に役立つような人間になってほしいということを希望いたしまして、この件の質問を終わります。

次に、「防災士のリーダー養成について」お聞きをしたいと思います。

この制度は、石川県が5年前から取組んでいる事業であり、地域における防災士を育成し、自主防災士のリーダーを養成するものであります。

今年、能登地区を主体とした防災士の養成講座が今年の7月の21日、22日の両日にわたり、能登空港の石川県の総合事務所で行われました。

その時の県の方のお話では、「現在、県下にこの防災士の認定を受けた合格者は、総数で約1,500名。その内訳は女性が100名であると。それを1,500人から3,000人にしたい。特に女性の防災士を300人にすることが目標である」とお話をされておられました。

今年は、中能登町から講習を受講した方は男性3名、女性2名の計5名であり、全員が合格したことを、後日担当者からお聞きいたしました。私もその一人となったわけですが、今後、私たちが地域の防災士としてどのようなことができるか。また、地域のどのようなことにお役に立てるか勉強していくつもりであります。この講習を最後に試験まで完了すると、約、経費的には5万円の講習料が必要であり、全額、石川県と中能登町で助成していただいております。となると、町の予算配分も必要になると思いますし、将

来受講するにも制限もあると思います。

現在、中能登町に防災士と認定された方は何人いるか。また、町が組織している自主防災組織とは別のものと考えていますが、町当局はこの自主防災リーダーの組織をどのように認識しておいでになるか、杉本町長にお聞きしたい。

次に、町で組織する自主防災組織とこの防災リーダーとの連携については、それぞれの役割もあろうと思うが、この点も町長はどのように考えておいでになるか。

また、最後に、自主防災のリーダーの皆さんに今後、町として、町長として何か期待するものはあるか、ないか。この3つについて杉本町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の「防災士のリーダー養成について」の質問にお答えをいたします。

まず、「当町では防災士をどのように認識をしているか」という質問であります。町では、県の防災士育成事業と並行をし、平成20年度から防災士の育成に取り組んでいるところであり、毎年、3名程度の方に防災士の資格を取得をしていただいております。

現在、町が育成をした防災士が17名、自主取得者が9名、合計26名の方が町内に在住する防災士であります。

この防災士については、災害時における、あらゆる初動対応が役割とされています。

また、地域の防災リーダーとしての中核的な役割も担っておいでます。

石川県では能登半島地震を経験して、防災士の重要性を認識し、育成に取り組んでいるところであり、町としても、防災士の育成に力を入れていきたいと考えております。

次に、「自主防災組織との連携について」であります。昨年の3月11日に発生しました東日本大震災後、自主防災組織の重要性が改めて認識をされました。

そこで、当町では平成24年2月に自主防災組織連絡協議会を立ち上げ、地区における防災力の強化を図っているところであります。

しかし、地区の方々だけでは防災に関する知識や技能が不十分なことから、防災士の方々には、地区自主防災組織の中核的な活動を行っていただき、連携をとりながら災害時の対応や「自助・共助」の大知さなど、住民一人一人の防災意識の高揚を図り、防災力の向上に一役を担っていただきたいと考えております。

また、次に、「防災士への期待について」であります。防災士はボランティア的な位置づけとなりますが、それぞれが自らの知識・技能を磨き上げ、災害に強いまちづくりを目指すため、町・地域と連携を深めながら、防災・減災に対する活動を日々行っただき、町全体の防災力向上となるよう期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 甲部議員

○7番（甲部昭夫議員） 今のお話でよく分かりましたけれども、ただ、防災士というのは町で組織をしている自主防災士と、その防災士のリーダーというのは少し違うような意味もあると思います。ただ、これに関しては、普通の方は聞いた時には何のことか、リーダーというのは何をするのかというようなことが本当に分からないので、その区分というものが分かりにくいかなど、そういうふうに思います。

そして、このネーミングというか、これがみんなに浸透しておらんもんですから、この防災士を取った方で、うちの町にも最初に取りつた立派な方がおいでになるわけですけども、なかなか人には防災士のリーダーを取ったとか、リーダーだからどうのこうのというような積極的に動くようなことも今はできんと思います。そういう環境の中に、これ

から町としては、やはり職員の方にこういう試験を受けるというか、講習を聴いてきていただいて、この試験を合格していただく、そういう職員を何人かつくっていただけないかなど。そして、その人らも皆さんと一緒に将来にわたって一生懸命ボランティア活動をしていくというようなこともいいのではないかと。

ある地方自治体の方で、先だって講習に行きましたら、講演に行きましたら、町の防災士であるということで、写真入りで出ておったのはあります。それは職員の方の写真ですけども、そういうこともあって、やはりうちの町も杉本町長はそういうふうになたというか、職員は立派な方が沢山おいでになりますので、そういう方に「何人か今年は受けてくれ」というようなことが働きかけられないか。また、予算もあると思いますので、一遍に10人とか15人というわけにはいかんと思いますが、そういう点は町長はどんなふうにご考えておいでるかお聞きしたいなど、そういうふうにあります。

○議長(岩井礼二議員) 杉本町長

○杉本栄蔵町長 防災士につきましては、自主的に取られた方、そしてまた県、町の補助金で取られた、取られた方は防災士としてはこれは同列でありまして、誰がリーダーとか誰がということでは、その中でのそれはありません。

そういう中で職員の中で取って、いろんな面で配置したらどうかというような質問であろうかと思いますが、その災害の規模によりまして、町では何人かは必要であろうと思いますけれども、19年の能登半島地震のような、あのような大きな地震になりますと、職員は全てそれぞれの役場へ来て、それぞれの地区の方と一緒にということにはなかなか参られないのではないかなど、そう思っております。

そういう中で、各地域で一人ぐらいつつ防

災士を取っていただいて、その地域での防災士の方を中心にしているような課題に進めていくと。そういう中で職員も何人かは取って、そういうことが起こったらどうすべきか、その前のいろいろな課題の中での一緒に勉強をしたり、また研修をしたりということは大事であろうと思いますけれども、今お話したように、職員が取ってそこへ行ってリーダー的なことはちょっと難しいのではないかなど、そう思っております。それも一つの規模によりますけれども、本当に大きな災害になった時には、やはり地域の方たちとのことが大事であろうなど、そう思います。

○議長(岩井礼二議員) 甲部議員

○7番(甲部昭夫議員) 44ですか、当町には各集落、42でしたか44でしたかちょっと忘れしましたが、44あるその地域に、少なくとも1人ぐらい、今、町長が言われるように、そういう名前のリーダーという存在の方がおいでれば、連携をして活動もしやすいのではないかなど、そういうふうにも思います。是非、またそういう機会があったら、町長にそういう宣伝をしていただいて、町の例えば広報とか出すものに、そういうリーダーの養成のするそういう試験があるというようなこととか、どなたがそういう地域におるといようなことも宣伝をしてもらっていけば、いずれ大きな輪ができて、一生懸命にそういうものに携えるような組織もできるのではないかなど、そういうふうにも思いますので、どうかよろしく願いをいたします。それじゃあこれで、私の質問を終わります。

○議長(岩井礼二議員) ここで、11時25分まで休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長(岩井礼二議員) はい、それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、12番 坂井幸雄議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員） 3点ばかり、質問並び提案をさせていただきたいと思えます。

第1点目ですが、全国植樹祭についてでございます。これは後出しじゃんけんでございますが、9月の7日に植樹祭に関して基本構想、基本検討委員会が県で開催されております。その時には、開催地に関してはまだ決まっていないということで、慎重にということでありましたので、後出しじゃんけんでございますが質問させていただきたいと思えます。

いろいろと条件や約束ごとがあり、難しい問いであります。先般の8月28日に石川県の山林大会においてラピアで開かれました。沢山の勢の方、石川県の森林の関係の人たちがおいでました。その時に、一関係者の2、3名が能登、加賀の格差でせつかく全国植樹祭が石川県にくるということであるので、3年後ですから「手を挙げればどうや」という話がありました。ただ、手を挙げれば、名乗りを挙げればどうやというだけでは物事は進まないの、そういう提案を一つ町長会の会長である杉本町長にはしていただけないかという問いであります。

平成23年6月の11日は、能登4市4町が農業遺産の認定を受け、能登の里山里海ということでPRやら事業やら行事などが行っております。この一環として、全国植樹祭についての開催できれば、このうえない経済効果やら能登半島の地域の良い所を全国に発信できるということを思って、このようなことを言うております。

今、この間の山林大会では地元、中能登、七尾、志賀町にはいろいろと場所があるんですけど、制約もございませう。県有地とか国有地とか市有地ということでありませう。「し」は私ではなくて市の市です。民間の私有地に

はできないような制約がなっているようございませう。それで、そこにやれるのは、能登半島の奥能登方面にも一つ範囲を広げて、その提案をしていただければいいんじゃないかろうかという意見がありましたので、ここに町長に対する質問じゃないんですけど、提案型でございますが、難しい問題でございますが、一つこのことに関してどのようにお考えがあるかお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の質問にお答えいたします。

まず、2015年春に石川県で開催が予定をされております第66回全国植樹祭の開催地への名乗りを挙げればどうやというご質問であったと思えます。

石川県におきましては、開催にかかる基本構想策定に向け、有識者による基本構想検討委員会が今言われたように、9月7日に開催をされたと聞いております。

この検討委員会では、大会理念や石川らしいテーマなどを検討されるとともに、開催場所につきましても絞り込まれるとお聞きをしております。

今のところ県への要望という形で白山市、小松市、加賀市が名乗りを挙げておられます。

今年、山口県で開催をされました植樹祭には、大会参加者1万2,000人、送迎等のバス400台、県外者の宿泊約1,000人の規模とお聞きをいたしてしております。

そういうことになりますと、当町といたしましては開催場所やその規模、参加者の宿泊場所など、開催の前提となる諸課題も多く、開催地を要望するには難しいと考えています。

次に、その中で世界農業遺産の認定を受けた能登地域での開催に名乗りを挙げられないかという質問であります。世界農業遺産を認定された4市4町では、昨年策定された活

動計画のアクションプランに基づきまして、各種事業を鋭意、今、展開をしているところであります。

そのような中で、今、植樹祭の開催は、前回は津幡町の県の森林公園で行われております。今回も能登地区の開催は難しいのではないかと、そう思っております。どうかご理解をしていただきたい、そう思います。

○議長（岩井礼二議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 先ほどの町長の答弁では難しいということですが、津幡では32年前ですかやったんですが、津幡は能登と加賀の真ん中辺ということですので、せっかく能登にもいい所がありますので、例えば輪島とか珠洲とか、それから志賀町では火打谷とかいうところがありますが、規模が大きすぎますのでなかなか難しい問題で、今まで手を挙げられなかったということですが、何年か後で、今、津幡の開催から32年ということですが、能登にもできるということを訴えていただければ、その次は本当に奥能登、またこの地域にくるんじゃないだろうかということですので、提言は今回はあれですけど続けていただきたいと思います。

それにあわせて、せっかく全国の植樹祭であれば、天皇皇后両陛下がご参列であります。今まで作間議員さんが日章旗の掲揚ということでしたが、その掲揚に弾みがつくんじゃなかろうかという思いもありますので、今後とも提言をしていただければ幸いかと思います。

その次にいきます。「地域防災について」でございます。

先ほど、甲部議員さんもいろいろと防災に関して問いを正したわけですが、地域防災は、災害時には地域防災並びに避難所の運営には防災士が大変大切かと思えます。特に女性の防災士は、その運営の管理並びにニーズに関して、女性独特の着替え、便所、

それから託児所などは兼ねることが応々にありますので、先ほどの答弁では、女性が150名から300名ということで、希望としては増えるようでございます。

そこで、以前に私は広域圏の議会で防災士の連絡協議会を作ればどうかという質問をさせていただきましたが、その時には、自主防災士は各自治体のことであるので、広域圏としては取り扱わないということで、そういう話がありました。

それで、それから4、5年、4年ほど経ちますんですけど、その当時の防災士は6人、8人の程度でございましたので、なかなか中能登町ではその組織を作っても意味なかったし、七尾は20人ほどおいでたもんで、それを合わせれば30人ぐらいの防災士になるかということで、七尾消防署の管理ということでお願いしたわけですが、今回は広域圏も解散をするだろうし、また鹿南消防は中能登町の消防という管轄でございますので、このことには先ほどの町長が答弁のあったように、職員が対応するとなかなか難しいことがあろうかと思っておりますので、中能登消防署のぶら下がり課として位置づければいいんじゃないだろうかという思いはあります。それもいろいろと規制がありまして、できないかとも思うんですけど、そのようにすれば災害時にはお互いに連絡を取りあっているかという思いもありますので、そのような考えをできるのか、できないのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、防災士の連絡協議会ということで、先ほど甲部議員さんも言われたんですけど、4年ぐらい経ったんですけど、なかなか町の防災士さんの顔合わせもままならん状態でございますので、1回顔合わせして、その組織を作ればいいんじゃないだろうかという思いがあります。是非ともそのことに関しては、どのような考えか答弁願いたいと思いますし、もう一つは10月14日の防災の日です

か、その時には防災士さんがどのような役割をやればいいのか分かりません。そこで一つ、顔合わせということで、10月14日までには顔合わせした方で組織的な連絡ができるんじゃないかろうかという思いもありますので、よろしく願いいたします。

それから、防災士の養成と対策に関しては、先ほど甲部議員さんの答弁にあった通りでありますので、それは省略させていただきます。2点だけ、連絡協議会ということであるがということと、先ほどの位置づけ、総務課に置くのか鹿南消防署に置かれるかということでもありますので、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 「地域防災について」の質問にお答えをいたします。

まず、防災士の連絡協議会が発足されるかどうかについてであります。平成20年度から防災士の育成事業を推進をしてきたところであり、現在では町が育成した防災士は17名でありますし、町では数年前から防災士の皆さんの研修会、及び情報交換会の場を設け、知識・技能の維持や情報の共有を図っているところであります。

防災士の連絡協議会の発足であります、会の運営・維持を考えますと、まだそこまでの規模に達していないのかなあという考えもあります。

今後、各自治体の動向も見ながら検討していきますので、よろしく願いをいたします。

また、町だけではなしに、七尾市と合同連絡協議会のような、そんなことも考えられるのかなど。また、今、質問もありました自衛消防の方、消防の方々を入れた、そんな協議会も作れるのかなど。これは検討をさせていただきたいと思います。

10月14日に行います防災の日につきましては、これから詰めていく中で、防災士の皆さん方にもどの部門で協力をしていただく

か、どの部門へ入っていただくかということもこれから詰めていきますので、その節は一つよろしく願いをしたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 答弁、ありがとうございました。先ほどの甲部さんの質問で、県で1,500人ということでありまして、女性防災士が150人という大幅な地域防災の意識が高まっております。

一昨年4月の12日に町村議長会の総会で谷本知事さんが、町長も会長で出席していただいたんですけど、その時には1,300人を目標ということでありまして、よっかずつと大幅に増員されております。それと併せて、県下では4,000の集落とおかしいけど、がありまして、それに併せて防災士の養成ということでありまして、最低でも1人ぐらいはということですが、防災士1人ではなかなか物事は進みません。せめてペアでいかんとなかなか難しいと思いますので、今後とも町の防災士さんの養成に各、先ほどの言われたように集落の方々が一番いいんじゃないかろうかと思います。顔も見えないし、それから要介護の人たちの顔も心も分かるし、そのことに関して集落ごとの一つの防災士をつくっていただければいいんじゃないかろうかと思います。よろしく願いします。

その次にいきます。学校関係でございますが、なかなか学校関係については難しい問題がありますので、後ほど笹川広美さんがいじめ問題に関して質問されますので、このことに関しては省かせていただきたいと思います。

本年度の学習指導要領では、中学校の授業では、武道並びに保健体育ではダンスなどが必修にということでお聞きしています。他町村では、2学期、10月からというような感じがありますが、このことに関して我が中能登町ではどのような対応をとられるか。また先生方の現状をお聞きしたいと思いますので

よろしくお願ひいたします。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

坂井議員、1、2とありまして、2番目、いじめ対策の質問についてはどうされるんですか。学校関係の中で1番、2番がありますよね。

○12番（坂井幸雄議員） はい、聞きます。

○議長（岩井礼二議員） それでは、坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 詳細なことは後ほどにまかせて、いじめ対策について「石川方式」はどのようなことがあるかということも併せてお聞き願ひしたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどの坂井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目は、新学習指導要領で必修となった武道とダンスの件についてです。武道につきましては町内の3中学校、歩調を揃えて柔道と剣道と相撲の中から剣道を選択することになりました。

いよいよ2学期から剣道の授業が3中学校で始まります。中能登町では剣道がこれまで熱心に取組まれてまいりました。輝かしい歴史と伝統、そして実績といったものを踏まえての剣道の選択だったんだろうなというように思っています。

授業の実施につきましては、武道、剣道もダンスもどちらとも1、2年生の2学期に授業を行います。それぞれ10時間程度、1、2年でやりますので、合わせて剣道で20時間、ダンスでも20時間ほどになるのかなというように思います。

体育の先生方にお話を聞きますと、武道やダンスの心得がないという先生もやっぱりおられるわけですね。沢山の体育の先生方の中でも「やったことがないよ。指導したこともないよ」という方も多いということで、県の教育委員会や県教育センターでは、そういった先生方を中心に講習会などもこれまで開催

されて必修化に備えてまいりました。

町の教育委員会では、剣道の授業に必要な竹刀とか防具を揃えましたし、必要であれば外部指導者を願ひして授業に臨まなければならんのかなというようなことも考えております。嬉しいことに、鹿西中学校の体育の先生は剣道が専門であり、これを機会に町内の小学校に出前授業を実施して、手ほどきを是非やりたいというように意欲満々であります。町内の体育の先生方とよく連携を密にして、安全で、狙いに沿った剣道の授業が実施できますように頑張っていたきたいなというように期待をしています。

それから2つ目、いじめ対策の「石川県方式」と、今言われたかなと思います。

これは、先日、新聞の紙面で見出しとして、分かりやすい見出しとして独自につけられたタイトルであったかと思ひます。県教委からまだ私どもにそのような取組みの中身については届いてはおりません。ただ、新聞等の情報でいきますと、県内の全ての公立学校において、学校単位で校長を中心とした「いじめ問題対策チーム」を常設するという新たな対策を県教委が打ち出してきたということでもあります。

先生が1人でいじめ問題を抱え込まないで、学校をあげて組織的な対応を図ることのでいじめの芽を早期につみ取ったり、問題化した場合にはその解決にあたっていくということでもあります。

また、暴力行為など、学校単位での常設チームでは解決できないような問題、困難な問題につきましては、県教委が委嘱する弁護士や学識経験者、医師、元教員、元警察官らで作る専門家チームを学校へ派遣してもらうことによって解決を図りたいというようになっております。

学校での組織と県で作る専門家チームによる、その2つを組み合わせるといひますか、そういう重層的な指導によっていじめ問題を

早期につみ取って、いじめを許さない学校づくりを進めていこうというものであります。

私たちの方へも具体的な取組みの要項として、近いうちにおりてくるのかなというようにも思います。そういうことも含めて今後の指導に活かしていきたいなと思います。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 最初の武道とダンスの件でございますが、日本の心ということで剣道、柔道、相撲ということでありまして、そのお互いに身体をぶつけ合って絆を深めるということがありますので、そのことに関して取り入れたのか。また、ダンスは生涯スポーツ、生涯学習ということで、またお互いに世代を越えたコミュニケーションが結ばれるということで取り入れるのか、その点お聞きしたいと思いますし、もう1点、2番目のことですが、石川県方式とかありますが、いじめの登校者に対する学校登校禁止ということでも入っていると思うんですが、そのことに関してはどのような見解をもっておいでるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 いくつか質問をいただきました。

まず、武道、剣道、柔道、相撲の中から剣道を選んだということですが、どちらにしても日本固有の競技でありまして、日本の心、その心といったものにしっかりと理解をし迫っていく、そういう狙いもあるんだろうなど。詳しいことは勉強不足で分からないわけですが、ただ、武道ですので、いい加減な気持ちでやっておると大きなケガにも結びついていきます。やる時にはしっかりと真剣になってやるということで、授業に臨んでもらえればなどというようにも思います。ダンスについても、今なぜこういうことができたのかなということにつきましても、なかなか勉強不足で分らない面もあるわけですが

けれども、生涯学習的な要素も、今、言われましたけれども、多分あるんだろうなというようにも思います。

それから、いじめ問題に、場合によっては登校禁止もあるのかというようなことだったかと思えます。嬉しいことにと言いますか、私たちの町でいじめ問題が大変な大きな問題になって頭を悩ませている。しかもあの子がおると大変なことになるというような、そういう状況はありませんので、ちょっと具体的なことについては分かりかねるわけですが、本当に、ある生徒が学校へ登校すると大変な授業の大きな障害になっていくというようなことがもしもあるとすれば、それはその時点でやらざるを得ないんだろうなともいうように思います。登校を禁止することになると大変な問題ですので、いろんな手を尽くしながら、そういう、まずいじめが起これない問題、かりにあったとしても登校をさせないというのは最後の手段であるかなというようにも思います。学校現場といろいろと協議をしながら、いじめのない学校づくりに取り組んでいきたいと思えます。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 坂井議員

○12番（坂井幸雄議員） 確かにいじめは難しいんですけど、子供たちには一つ、自分が好きな方向へ取り組むような教育方針が必要かと思えます。

例えば、先般、松本薫さんが柔道でしたあの姿を見て、柔道の愛好家たちはあのようにまた頑張ってやっていこうという、その子供たちの目安ができたわけでございます。それとあわせて金沢城下町ハーフマラソンですか、鹿西中学のチームとか鹿島のチームとかは3.3キロでは優勝しております。喜びがより以上増えてくるし、またそのことに関して元気がでてくると思えます。それとあわせて9月1日に防災の日に七尾鹿島防災協会が開催されました「防災訓練大会」で当町の役場職員チーム、男子、女子ともに優勝していま

した。これも一つのご苦労と、その励ましのかたまりかと思えます。いろいろのご苦労があったかと思えます。今後、喜びを持たせるような教育を是非ともお願いしたいと思えます。

先般、去年の立志式、その前の立志式でもありますが、中学2年生の生徒には尊敬する人物をできるだけ早く見つけて、その人物に対する経歴並びに行動を勉強をすればいいんじゃないかろうかということ提言させていただきました。そのことに関して、若い子供たちが目標に向かうということで、好きな科目であれば何の苦労もなく取り組んでいただけたらと思いますので、よい点を見つけた教育を是非ともお願いしたいと思えます。

それで、今日の梅ちゃん先生ですか、テレビを観ていますと、梅ちゃん先生に中学の2年生の進路の女の子がどっちの方向に行こうかということでありましたが、梅ちゃん先生とその看護婦さんのアドバイスで人に喜ばれる看護師さんを目指したいという、そのアドバイスが今日の放映でありました。そのようにして、少しのアドバイスがその人間の形成を変えるか。また頑張りのできることがあるかと思えますので、夢プロジェクトも11年かけてやるんですから、少しずつ好きな、優れた好きな科目を伸ばすように教育をお願いしたいと思えます。以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（岩井礼二議員） ここで、昼食のため休憩とします。

再開は午後1時30分といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 山本孝司議員

〔1番（山本孝司議員）登壇〕

○1番（山本孝司議員） 今回、1つについ

て説明を求めます。その中でも3つ聞きたいと思えます。

1つ目は進捗状況について。午前中にもいろいろ話が出ていましたけれども、日々現場を通ると着々と進んでいるのかなというふうに感じております。

そこで、各部会、委員会も含めて、これも毎回ある程度、定例会で聞いております。6月以降、また進捗状況について説明願います。

2点目は、登下校等についてです。前にも聞いたと思えますが、今、保護者の皆さんが一番関心を持っているところでございます。また7月に確か、登下校についてアンケート等もとったと思えます。その結果、この間出たということで説明を受けました。そのアンケートに基づいて、今後、保護者の皆さんにどのような説明、また意見等交換等をしていくのか。また、方向性といいますか、いつ頃までにはある程度はっきりした、そういう通学に関して示すのかというのを聞きたいと思えますので、よろしく願いいたします。

また3つ目、部活動の施設等について。これも前回ある程度質問させていただきました。この部活動についてでも、先に開校時、運動部については17の種目、文化系については3つの予定をしとるというふうにおっしゃっておられましたけれども、こうやって大体の予定の施設等をこうやって確認していく中で、部によっては若干施設については差がでておるのではないのかなというふうにも私的には感じております。

また、この施設の中でも野球部について、確か鹿南球場、平日的に利用して、週末はいろんな各種の団体に使うこともあるということも言っておりましたけれども、それプラス、確か普通のグラウンドにも砂など改良して何かするというふうにもおっしゃっておられました。

また、前回、陸上についてタータン、タータンにしても一部100メートル、2コース

するというふうな意見もいただきましたけども、これについてでもやっぱり、午前中にもいろいろ教育長、答弁しておりました。熱心に子供たちが取組むとか、いろんな意味でこれから開校3年間は本番というようなことも言っております。その中でやっぱりそれなりの成績、頑張りという思いをするうえで、やっぱりみんな平等なやっぱり施設、環境づくりというのも大事だと思いますので、そういうところも一遍どうお考えを持っておられるのか、再度聞きたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 統合中学校に関するご質問、いくつかありました。進捗状況についてです。

1番目は、建設事業についてですけれども、校舎棟、これは屋根の下地部分を施工中で、1階部分につきましては型枠が取れて内部に入ることができます。2階、3階につきましては、まだ型枠が取れず入ることはできない状態です。

それから、アリーナ棟につきましては、屋根の瓦工事がおおむね終了、内部の方は2階まで入ることができます。

共同調理場、ここは屋根の下地部分を施工中でありまして、内部はまだ一部型枠が取れていないところがあります。全体的には進捗率として、約50%であります。今後、内部の仕事が中心になっていくのかなというように思います。

また、5月末に用地買収契約にいたりました土地と敷地の中にあつた仮設排水路につきましても盛土を行い、6月にはグラウンド、夜間照明、太陽光発電の工事について発注を行いました。9月には、防火水槽、ガスバルクなどの機械設備工事を発注するとともに、舗装工事、排水工事、駐輪場並びにテニスコートなどの外構工事と電気設備工事、中能登町野球場の夜間照明とスコアボードの改修

工事を発注し、必要とするものにつきましては、議会での契約の承認をいただく予定にあります。

工事関係につきましては、これで大方の発注が終わり、今後、建設工事と調整を行いながら外構部分などの工事を進めていくこととなります。

それから2番目、建設委員会、建設委員会の専門部会での状況についてです。

教育活動部会ですけれども、備品や教材の運搬といいますか移動を、3月の20日と23日と24日に予定しております。体育関係、理科関係、音楽関係の教材、あるいは事務用品、事務備品、沢山ありますので、是非、PTAの皆さん方にもお願ひをしてご協力をいただきたいというように思っています。

また、校章校歌等の部会では、9月中旬に校歌の作曲が仕上がってくるものと思います。あわせて、吹奏楽用の譜面も仕上がるということでもありますので、12月の2日、お披露目会に向けて、譜面が届き次第準備に入りたいというふうに思っています。

次に、通学輸送部会ですけれども、7月に通学に関するアンケートを、現在の中学校の1、2年生と小学校の6年生の保護者の人を対象に実施をいたしました。今後は集計結果をもとにして早急に公共交通機関の利用、それから通学費の補助の問題について詰めを行って、案ができ次第、保護者の皆さんにもお知らせできればというように思っています。

また、通学路についてですけれども、現在中学校に保護者の意見を聞いて、通学路の素案を作成してもらうようお願いしているところです。骨格案ができれば、保護者の皆さん方にもお示しをしてご意見をいただき、その上で決定をしていきたいというように思います。

次に、閉校事業部会ですけれども、閉校式

典については3月の末を予定しております、3つの中学校の式典の時間をずらして、1日で閉校式典を終えたいというように思っているところです。

それから2番目として、夢プロジェクトの問題があるわけですが、これは午前中、甲部議員からご質問をいただきましたので、ここでは省略をさせていただきます。

それから、登下校についてです。統合中学校の建設委員会で通学方法のアンケート調査を行って、結果がまとまりました。

主なものとして、積雪のない時期では、約84%、380人余りの生徒が自転車を希望し、公共交通機関は13%であります。また、積雪のある時期では、徒歩が25%、公共交通機関の利用が50%、そのうち路線バスで28%、JRが22%という状況でありました。通学に不安を感じる事項で多かったのは、通学路の整備の問題、街灯の整備の問題、それから電動車の利用については利用する、補助金があれば検討すると回答された方が約20%になっておりました。

今後はアンケートの結果をもとに分析をし、公共交通機関の利用、それから不安な事項の解消、電動自転車の対応などについて早急に保護者の意見も取り入れながら対応策を検討していく予定です。

また、通学路については、8月下旬に学校と打ち合わせを行い、その後、保護者の意見を取り入れた素案を提出していただき、先ほどのアンケートの結果とあわせて、最終的にこれでどうかというようなことを保護者の皆さん方と話し合いを持ちたいなというように思っているところです。

それから最後、部活動施設の問題です。全ての部活動を学校の敷地内で行えるようにということを基本原則にして、アリーナ棟では卓球、柔道、剣道、バスケットボール、バレーボール、バドミントンなどを想定して部活動ができるような状況を整えてまいりまし

た。

グラウンドでは8コース400メートルトラック、その内側にサッカーコート1面を確保いたしました。400メートルトラックの東側に野球の練習ができる面積も確保することにいたしました。テニスコートにつきましては6面、アリーナの1階部分の一部では雨天練習場を確保しました。これらの施設につきましては、平成25年の開校時から利用することができるわけですが、弓道場だけは補助金の関係から平成25年度以降に工事を行い、開校時は町の施設を利用して行う予定にあります。

それから、グラウンド工事につきましては、6月に発注済みであり、全面土の状態です。野球の練習箇所については、土の配分を内野と外野で少し変えてあります。また、400メートルトラックのコースの外側に直線で100メートル2コースだけをウレタン舗装として準備をしているところです。

以上、これまでの進捗状況について、大まかにご説明をさせていただきました。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 大体、各部会の一歩はじめの進捗状況については大体分かりました。

2つ目の登校時、登下校についてですけども、本当にこれ関心持っております。今、積極的に保護者の皆さんと色々な意見交換しながら決めていくという言葉ももらいましたので、是非、本当に、今までの例からいくと、大体、画に描く単調の審査の意見がメインだったかなというふうに私は感じておりますので、是非、役員以外の本当の全保護者の意見が、まとまることはないと思うんですけども、極力皆さんの、保護者の皆さんの要望に答えるようにまた、そういう意見交換等も1回、2回でなく、細めに意見交換していただきまして、本当に応えられるように頑張っていってほしいと思います。

でも、この方向性というのは、最低でも、でもいつ頃までには決めたいという思いは持っていないかなきゃならないと思うんですけども、もう9月も中頃になってきております。来年度本当に開校になりますので、できるだけ早い時期で示していただきたいと思っておりますので、今のところいつ頃までに決めたいと思っているのか、またあとで答弁願いたいと思っております。

また、この施設に関してですけれども、今ある程度説明受けましたけれども、今の説明を聞いてる中でもやっぱりちょっと競技によっては、すごい施設のにも十分なところがあれば、非常にちょっと十分でないところ、何でもかんでも十分であればいいということではないと思っておりますけれども、でも今年に入って教育長も結構、特に陸上に関してですけれども、小学校、中学校の陸上競技大会、あちこちで激励の言葉を述べられたりして、各そういう施設に出向いておると思っております。その中で、本当に前回は言いましたけれども、競技、陸上に関しては本当に今、土の上で競技を行うというのはなかなかあり得ません。実際に今、陸上部として活動しているのは、一応鹿島中学校だけかとも思っておりますけれども、でもやっぱり大会近くになってきますと、現実、環境の整っている競技場、こちら辺で言えば七尾城山競技場に毎日先生の送り迎え等で行っております。今の教育長の回答の中でも、やっぱり敷地内で収まるというか、競技ができるような施設というような回答もいただきました。その中で今一度、どう思っておられるのか。やっぱり環境の整った所で子供たちがやっていたら、今後、午前中掲げていた、本当に素晴らしい学校づくりといえますか、子供たちも夢を持って、また今後やっていけるのではないのかなというふうに思っておりますけれども、そこんどこもう一度、どう考えを持っているか答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 いくつか再質問をいただきました。保護者の皆さんと直接登下校の問題、それから通学路の問題といったものについて、直接相談をする機会をとということであったかと思っております。いくつかの問題まとめて、1件、1件、何でもやるわけにもいきませんので、10月中にはそういう機会を持ちまして、早急に決定をしていきたいなということも思っております。

それから、部活、その他の練習場所等において、少し十分でないところもあるんじゃないかと。例えば、陸上なんかは、土のままではないかというようなことも言われました。これについても、建設委員会等でも検討はこれまでにしてきたわけですが、学校のグラウンドは、残念といえますか、陸上競技ばかりではない。学校としてのグラウンドでありますので、そこを全面ウレタン舗装をするということになると、なかなか難しい面、費用の面においても、陸上競技場ということをつくったのであれば当然だと思うんですけども、野球もする、サッカーもする、体育の時間の授業もするということでもありますので、一面陸上用のグラウンドとしての仕上げということになると、かなり難しい面があるなというように思います。大きな大会が近づいて条件的に不利でないか、頑張る力がそがれるのではないかということもあるんですけども、今やっておりますように、できるだけ会場へ練習に出向くような機会を多くしてカバーできればなというように思っております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 登下校については、こうやってまた10月中にも話し合い、意見交換等をするということで分かりましたので、本当に保護者の皆さんの納得のいくようなまた方法で意見を取り入れていただければというように思います。

この施設に関してですけれども、学校の授業

の一環として陸上競技場でないからというようにも言っておられましたけども、それにしてもほかの施設、こうやってさっきの話だけど雨天練習場とかいろんな感じでほかの種目はある程度いい施設になっとなるのかなど。野球場に関しても当面またほしいんですけども、確か本当に今の鹿南球場で練習をする、それ以外にもまたグラウンド、それなりの整備をするというような回答でしたけども、私的にはアンケートの、部活の決めるアンケートの中にもソフトボールということも書いてありました。ここ来年、再来年度は人数がなっているような形で、その後はそれなりの人数が入ってまた再検討するというような回答もありました。私的にはそういうものを踏まえて、そういうグラウンド整備などを考えているのであればまだ分からないこともないんですけども、鹿南球場にも野球、グラウンドの一角にもまた野球というような、ものすごい私としては贅沢かなど。こんな鹿南球場にあるんだったら、普通のグラウンドにそうやって土の改良する費用があれば、また違うところにまた使った方がいいのではないのかなという私の考えも持っているんですけども、そこんところもう一度、回答願いたいと思います。

○議長（岩井礼二議員） 堀内教育文化課長
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 施設面のことについての再質問にお答えしたいと思います。

まず、ソフトボールの件を言われましたが、ソフトボールについてはあとあと出てきた話ですし、今後の動向を見てということでご理解いただきたいと思います。

それから、野球場の件ですけど、もともと野球場というのは、中能登野球場というのは平日にはほとんど利用されてない面がありますので、しかも隣接ということで有効活用という観点から使わせていただくと、こういうことです。学校があくまでも主体となって使

うんじゃないくて、使わせていただくという、空いている時間を使って使わせていただくという、そういう観点で考えています。ご理解をいただきたいと思います。野球だけがそういう特別手厚いということじゃなくて、空いている時間を活用させていただく、有効活用するというところでございます。

それから雨天練習場につきましては、どの部であろうと、陸上であろうと野球であろうとソフトボール、ソフトテニスであろうと、それは話し合ったうえで、新しい学校になってからルールを決めて使っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 今、堀内課長の説明を受けましたけども、使わせていただくと、それは分からないことはないんですけども、でもそうやってたまたまこうやって、今、建設している場所が鹿南球場の隣接している所になったと思うんですけども、でもやっぱり今後、以前にも言われた、誰か言っていたと思うんですけども、既存の施設に関してもいろいろな事が出ていたと思います。今回たまたま鹿南球場の横にきて、そういうのもやっぱり有効活用でするわけですけども、だから空いている時に使って、使わせていただくでいいんですけども、あとは別に詰まっているところは詰まっていた時で、大概週末のことを言っていると思うんですけども、やっぱり、各野球部に関係なく、やっぱり練習の仕方次第でどんなにでもなると思うんですよ。そんなところでやっぱり使わせていただければ使わせていただきますという形で使わせていただいて、やっぱり球場は球場として、本当にもっともっと違う見方、考え方で有効活用でないけども、野球だけでなく、ほんならいろんな部活にも、野球という形であればどうしてもこのエリアはやっぱり野球しかできないと思うんですよ、逆に。使わせていただいとるなら使わせていただき

まずと言うてすれば私はいいと思うんですけども、私もちょっとあまりしつこく言うのも何ですけども、やっぱりもうちょっと今後、以前から言われとる夢、今後いろんな意味でこの中学校、注目されておると思います。100年に一度というような、午前中言葉も出ました。県下一の立派な学校にしたいということも出てました。その中で部活に関係なく、いろんな面で町外からも練習試合とか、またいろんな勉強、学習面でも訪れる人たちがいると思います。その中でやっぱり誇れるというような形になればやっぱり、私としては全てな面で、本当に中能登中学校は立派だと。また勉学もものすごいと。生徒会、また部活も本当に施設も充実して頑張るとるといような見本にもなると、これからなると私は思っているんですけども、その中でやっぱり、本当にそういう施設等を私個人的には本当に、個人的にはということもありますけども、今後、子供たちがいろんな環境のもと、本当に熱心に活動できるような環境づくりといった点で、やっぱり本当に施設というものはものすごい響いてくると思います。もし、高校、いろんなことを今質問しても平行線になるのかどうか分かりませんが、そうなった場合、日頃からのいろんな成績上げるのに、結果が表れるのにしてでも、日頃の練習というのかなり大事になってきます。その中で今言う、土の上の練習、タータンでの練習方法も全く違いますしトレーニングの仕方でも全く違います。そこで無理なら、例えば、本当に今現状にやっている鹿南じゃなくて城山の競技場、毎日練習に行かれるような交通手段、そういった面というのは可能かどうか。考えられるのか、そこのところどう考えておるか答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 中学校のグラウンド、陸上競技、完全なものを作れないかという問題ですけども、仮に大変な財源を使って作っ

たとしても、日常的に陸上として、どれほどの皆さんがあそこを使うことができるんだろうかということになると非常に難しいのかなと。お金を投入してやったんでけれども利用者は日昼は中学校の生徒が使う、土・日もほとんど使う。陸上としての整備をしたとしてもどれほど陸上の競技として使うかということは、かなり厳しい面があるのかなということ、かなり厳しい面があるのかなということ、今の状態に決定をしたということです。大会が近づいてくれば、それではウレタンの、例えば城山陸上競技場へ毎日通えるのかということですけども、それは統合中学校におけるいろんな活動での輸送の問題がどのようになっていくのかなということにも関係してくるかと思うんですけども、可能な限りそういう所に、陸上部が大変熱心にやっておりますし結果も出てきております。そういった意気込みを削がないような形で極力対応できればなあというように思っているんですけども、1週間全部行くよとか、10日間通えるよということについては、少し微妙なところもあるかなというように思います。苦しまぎれの決定であったんだろうというようにも思います。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 多分、今の答弁だとほぼ無理な方が強いのかなというふうにも受け止めましたけども、一応、でも各そういった施設を決めりにはやっぱりそれなりの先生方、また体協なりの人たちの意見なり要望はとりあえず聞いて、聞いてというかある程度意見を聞いてやっぱり進めてきたわけですね。ちょっと確認ですけども。答弁願います。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 最終的に決定したのは、陸上関係者の要望を聞いたのかということだったかなと思うんですけども、よく意見交換といたしますか、要望を聞く話もありました。ただ、陸上関係者の人たちの間でも、あ

そこを全部するというは勿体ないなというようにも言われました。希望をされる人は非常に多かったことは間違いないのですが、そこにかかる費用と活用面との関係でやっぱり難しいなという結論であったというように思います。陸上の人たちに聞けば、かなりの人は「作ってくれ、作ってくれ」という要望は確かにあったなというように思います。

○議長（岩井礼二議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） ある程度いろんな意見なり要望を聞いて進んできたということは聞きましたけども、今後、極力、そういった意見を無理なら無理として、今後、次、練習方法というふうになってくるとお思いますので、そこんところはまたいろいろと積極的に協力していただきたいというようにお思います。

私的には本当に、環境設備が整うと、自然とやっぱり集まるといのは間違いないとお思います。現状は、やっぱり城山競技場では定期的にそういった記録会などもやっております。そういった時にはやっぱり県外からも集まってくる。そういったことを考えると、やっぱり施設が整うと、陸上に関係なくやっぱりそういう環境が整うと人が集まるといことをやっぱり今後また教育長の頭のどっかにおいといていただきまして、また何かありましたら取り入れるなり何かしていただきたいとお思いますので、今後ともまたよろしくお願ひいたします。これにて質問終わります。

○議長（岩井礼二議員） 続きまして、2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） それでは、通告に従い質問いたします。まず、町職員の処遇についてお聞きいたします。

当町は、平成17年3月に旧鹿島町、鹿西町、鳥屋町の3町が合併をし、中能登町とし

てスタートいたしました。旧3町の職員も新たに中能登町職員としてスタートしたわけです。来年4月には統合中学校も開校いたします。合併から6年、私たちは中能登町という同じ町に暮らしている、そういった思いが次第に育ってきていると思われまます。

しかし、そんな中で、「同じ町の公務に携わっている職員の処遇に違いが見られる。なぜそんなことが起きているのか。また、中能登町の職員の給料は適切なのか」そういった町民の皆さんの声を耳にします。

そこで、職員の処遇について3点お聞きいたします。

1点目は、給与について。職員の給与水準を示すラスパイレス指数は、合併時の平成17年、旧鹿島町は87.2、鹿西町は81.7、鳥屋町は80.8でした。これら旧町時代の給与格差は現在解消されているのでしょうか。まだ格差が残っているのなら、なぜ解消できないのか、その理由をお聞かせください。

2点目は昇進について。当町では、職員に毎年勤務評定を行い、能力評価、業績評価による人事評価をもとに昇格・昇進が行われていることですが、そこに主観が入り込むことはないのでしょうか。常に客観的基準に基づいて行われているのでしょうか。どんな評価をもとにして、年、どれだけの段階の昇格・昇進が決定されることになりますか、明快な答弁を求めます。

3点目は、担当部署への配属について。当町では、どのような観点で担当部署の配属が行われていますか。適切な配属が行われていると言えるのでしょうか。お答え願ひます。

以上、3点にわたり答弁を求めます。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の「職員の処遇について」のご質問にお答えをいたします。

最初に、職員給与の格差是正につきまして、平成17年度から18年度中において、一定の格差是正措置を行い、その後、定期昇

級時に併せて、適宜、是正措置を行っており、おおむね給与の格差は是正をされたところであります。

その中で、ラスパイレスのお話、質問が出ましたが、中能登町のラスパイレスは84.8ということで、県内平均では89%で、ラスパイレスの数字からみれば大変低い、全国的にも見ましても尻の方から数えた方が早いというのが現実であります。

しかし、それも理由もありまして、働いている人の給料が高い人というか、課長、課長補佐、そういう方々については少し低いかな。新しく入られた方、若い方については平均以上にはいっていると思います。そういう中で少しずつ格差是正をしていっていることは事実でありますし、もう一つ大きな要因は、これは女性の方が54歳で辞めていかれる。そういう中で高い時に辞めていかれて、若い人が入ってくる。それが一番の現実でありまして、働いているみんなの給料格差というものはあまりない。そういうところがラスパイレスの低さの原因があると、そう思っております。

次に、「昇進の基準」と「担当部署への適切な配属」についてであります。昇進や適切な配属につきましても、地方公務員法第15条で、昇進・昇格について、法令上は勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされており、職員一人一人を評価をして、勤務の適正や人事異動の参考としており、複数の目としまして客観的に総合的に職員の評価を行い、従来の年功序列にとらわれず、個々の能力や実績を的確に把握をして、適材適所に職員を配属するようにしております。

これは、年功により役職につくことができるという考えを改め、なれ合いで仕事をするのではなく、良い意味での緊張感を保ち、職員が互いに切磋琢磨をして、全職員が能力を高めあっていくことを期待するものでありま

す。

なお、ご存知のとおり、例年4月に定期異動をしており、個々の職員がこれまで蓄積をしてきた能力を十二分に発揮できる環境となるように配置するとともに、ほとんどの職員は役場に30年以上勤務することもあり、新たな仕事にも積極的に取組める環境となるように、長期的な人材育成の観点からも適材適所の配置に心掛けていっているところです。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今ほど町長の方から低い理由を述べていただきましたが、この課長補佐以上は低い。そのためにラスパイレスが低いということでもありますけれども、旧町時代の格差も残る中で、課長補佐は低い、若い職員は平均以上だという話であります。全国でも数字として84.8%のラスパイレスということで、84.8のラスパイレスということで数字が示すのは、やはり全国でもはるかに低い給与水準であるという事実であります。これは、職員にとってモチベーションも下がり、また疑問の声も上がるという数字ではないかと私は思います。再度町長の、この84.8の現在の中能登町のラスパイレス指数について、これは適切な給与水準になっていると思われませんか。ご所見をお聞かせください。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 84.8、全国的に見ても県下の平均を見ても低いことは事実でありますけれども、今、先ほどお話をしたように、54歳ぐらいで辞めていかれる、そういう事が一番大きなラスパイレスを低くしている原因でありまして、今、3町の合併をしてお話もあつたように、3町、格差があつた。それは17年、18年でおおいおい直していきまして、今、3町間の格差というものはありませんし、中能登町全体としてのラスパイレスの低さは認めますけれども、それも原因もありますし、もう一つは、今のところへは、

「本当に役場の人らしいね」と。民間の方から、「ボーナスもあるし、クビになる心配もないし」、そんなようなお話が多く聞こえますけれども、職員の中から「いや、私らこうこうで」というような不満はあまり聞こえませんし、「むしろ私ら恵まれておるわ」と。民間の人らとのその中でというような、そんな声の方がよけい私のところへは来ております。それと同時に、正規の職員の方と、また嘱託の方とのもっと差もありますし、一緒に仕事をしていただいております中に、その方がもっと私の頭の中ではそっちの方が問題だなと、もっと何かのいい方法ができないのかなあ、そう思っております。もし、笹川議員もそれらについて何かいい考えがありましたら、是非、教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） それでは、昇進について再質問いたします。

今年度4月現在の一般職166人となっておりますが、その166人中、女性職員は52人です。そのうち、補佐相当職以上が24人中、女性職員は4人で16.7%です。また、課長相当職以上が16人、そして女性職員はゼロです。このような女性の割合の少ない現状、この理由は、先ほども町長が答弁に述べられたように、多分、女性の退職年齢と関わっていると思われそうですが、勤務評定における能力評価、業績評価が低いということはないのでしょうか。お答え願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 人事を行うにあたりまして、まず、本人の意志、それから本人の方が仕事に対して5段階でどの段階で自分は仕事をしておるかというようなことから始まりまして、補佐、課長、そして参事、副町長、そういう評価をもって、それと同時に今の仕事のところでいいか、異動したいか、どちらでもいいかというようなところからずっと始め

ておりまして、女性の方であれ、男性の方であれ、それは全て公平にしております。今、言われたように、本当に「この方がいいな」と思っておりますけれども、退職をされたり、そういうことで課長もいないのも現実でありますけれども、たまたま女性であるからおらないということではなしに、ちょうどそれに当てはまるというか、その席につくべき人がいないということでありまして、公正公平、適材適所でやっております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 先ほども触れられましたが、当町における退職年齢、男性職員が60歳なのに対し、女性は残念なことに54歳となっております。この女性の昇進を阻む大きな要因であると思われまします。これまで積んできたキャリアが十分に活かさないまま退職を迎えることとなります。公務の職場でありながら女性の能力が活かされない職場となっております。杉本町長は、このような実態をどうお考えでしょうか。お答え願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 これは、旧町時代からの女性が低いということで今までできたわけでありましますけれども、この中能登町になりまして、1歳なり、2歳なり上げてきたことも現実でありまして、このままずっといくということではないと思っております。そういう中で、これからも一遍にというわけにもいきませんけれども、意見を聞きながら上げていかなければならないなど、そう思っているところでございます。54歳になられた方には、強制的に辞めてほしいとかそういうことではなしに、勧奨ということで意見を聞いて人事をしておるわけでありまして、決して何が何でも「辞め」と、そういうことではないことを申したいと思っております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今ほど町長から答

弁いただきましたが、職員一人一人がお互いに気持ちよく、また、そして誇りを持って中能登町のために公務に専念できるよう、職員の処遇改善を是非、図っていただきたいと思えます。

次に、いじめ問題についてお聞きいたします。

先に、坂井議員の方からも質問があり重複することもあるかと思われませんが、よろしくお願ひいたします。

今朝の新聞でも小中高、いじめ7万件との大きな活字が目飛び込んできました。大津市の問題を受け、今、いじめ問題がクローズアップされております。県教委による2011年度の公立学校のいじめ認知件数は、前年度比111件減の1,176件です。小学校597件、中学校368件、高校204件、特別支援学校7件で、小学校が5割、中学校が3割を占めます。1校当たりでは、小学校では2.7件、中学校では4.0件、高校では4.2件となっております。

いじめの内容は、ひやかし、悪口が最も多く、次に仲間はずれ、集団による無視があがっています。このほか、蹴られる、金品をたかられる、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話などで誹謗中傷されるなどがあります。大変悲しい事実です。そして、心身症に悩む子供の多くが、何らかのいじめが背後にあるとも見られています。

更に、いじめの発見、対応の遅れで子供たちが自ら命を絶つ、いじめ自殺があとを断ちません。「子供の命を守ることは全ての大人の責務であり、何より優先されなければならない。大人が子供に真剣に向き合ってきたら、今まで守ることができた命は沢山あったはず」とのいじめ問題に取り組むNPOの方の声もあります。

子供たちも自分がいじめられていることをなかなか言い出せないという実態がありま

す。それだけに周囲の大人が心のアンテナを高くしておかなければなりません。今、子供たちの中で何が起きているのか、学校は子供たちにとって本当に安全な場所になっているのか、しっかりと見極めていかなければいけません。

いじめの起因には保護者や教師の子供との触れ合いの欠如、いじめの質の認識不足、教師間の指導の共通理解の不足などがあげられています。そして、我が子さえ、我がクラスさえという、見て見ぬふりの利己的感情が更にいじめを増長させます。一つのクラスだけでなく、学校全体として、社会全体としていじめは許されないという気風を作ることが大事です。

教育は、教育ともに育むであり、教育協力して育むです。3つの力を足すと書きますが、学校、家庭、地域の3つがお互いに力を合わせていく。それでこそ子供をより健全に育てることができると言われます。

そこで、池島教育長にお聞きいたします。

中能登町のいじめの現状は、しっかりと認識されておられますか。そして、それに対し適切な対応はなされているのでしょうか。

特に、昨今、問題視されているのが学校や教育委員会による隠蔽や虚偽報告であります。「学校はいじめを把握したら保護者全員にこの事実を伝え、いじめをなくす取組みをするので協力してくださいと呼びかけ、学校運営に参加してもらおうのが大切」だとの専門家の声もあります。

1点目として、中能登町はいじめ問題の実態をお聞かせください。そして、2点目として、その事実に対する対応策をどう取られているのかお聞かせ願ひします。

また、大津市の問題を受け、国・県も積極的に動き出しました。石川県教委は学識者や教員、OB、警察OBでつくる「いじめ対策専門家チーム」を設け、学校側の要請に応じて派遣することや、公立学校の校長を対象に

した緊急の連絡会議を開き、各校のいじめの現状や対応策について協議をし、いじめの早期発見を徹底する方針を確認したと伺っております。

木村県教育長は、いじめを見逃さない、風通しのよい学校づくりを進める。教師の最大の責務は子供たちが安心して学べる環境を整えること。子供たちの自信とおもいやりの心を育む教育に時間をかけて取組みたいと語っておられます。

そして、文科省は5日、学校や教育委員会任せだった従来の姿勢を転換し、いじめ問題で国が積極的な役割を果たすことを盛り込んだ総合的ないじめ対策を公表しました。いじめた子供の出席停止制度の活用や学校と警察との連携強化などの剛健な対策などもあげられています。

これら、今後の国・県の対策を受け、中能登町としての具体的な対応策をお聞かせください。

1点目、いじめ問題の町の実態。2点目、町の実態への現在の対策、そして国・県の取組みを受け、今後の具体的対策。

以上、2点について池島教育長に答弁を求めます。

○議長(岩井礼二議員) 池島教育長

○池島憲雄教育長 いじめ問題について、いくつか問題点をあげていただきました。

まず、1番目、町内の小中学校におけるいじめの実態についてであります。町内の小中学校、毎日、約1,500名にのぼる児童生徒が学校生活を送っています。いろんな子がおります。いろんな問題があります。大きな問題、小さな問題、沢山あります。体調不良を訴える子、ケガをして救急車に運ばれる子、喧嘩をして叩いたり泣かされる子、悪口を言ったり悪戯をしたりふざけたり、しょっちゅうです。

昨日の朝、ある中学校で朝練習をしていて、ケガをして救急車に運ばれました。そう

いうこともしょっちゅうあります。また、不登校の問題、校内暴力の問題、もちろんいじめの問題、非行の問題など、生徒指導の諸問題に関わる問題も沢山ありますし、学級がざわついて学習が進まない、勉強が分からないなど、いろんな種類の問題が発生しております。

ただ、私たちの町では、もし学校で問題の種類はともかく、困ったなと思うことがあったら直ちに教育委員会の方へ第一報を入れてほしい。もちろん怪我とかそういうことも含めて、そして、後で書類で詳しい報告をしてもらっております。内容によっては、教育事務所への報告も行っているということでもあります。

この今年度、4月以来、学校現場から報告を、学校長より報告を受けたのは、確かに幾つかあります。生徒指導上の諸問題であります。ただ、「いじめが起こって困った、どうすればいいんだか」というような、いじめに関する報告は1件もありませんでした。

県の教育委員会では、大津市のいじめ問題を受けまして、この夏休み中に県の教育委員会は県内の公立学校に緊急点検ということで、もう一遍、いじめの問題について徹底的に洗い出して報告をしてほしいということで報告が求められました。

学校現場の方では、教育委員会へ報告するようなものではなかったけれども、軽微なもの、先ほどありましたように、トイレに悪口を書かれたとか、通りすがりに蹴られたとか、教科書を隠されたとか、いじめと云えばいじめであります。

しかし、ある学校から、「今日、何年何組の誰だれさんの教科書が隠されました」と、いちいち校長から教育委員会へ報告するほどのものでもありません。そういうような軽微のものも含めて報告したその数字がありますので、少し聞いていただければなあというように思います。

4月以来、夏休みが終わるまでの間で、小学校では県の緊急調査の報告で7件の報告、町内の小学校では7件、中学校では6件ありました。そのうち、合計13件ですけれども、解消しているもの、これは小中合わせて9件、一定の解消が図られたけれども継続して見守っているよというのが2件、それから、解消にまでいたっていないで引き続き関係者の児童生徒を指導しているよというのが2件という状態でありました。

いずれにしても、学校現場から教育委員会へ進んで「困った」というようにして報告をする中身ではなかったなということであります。軽微なものを含めて13件ということであります。

何と言いますか、学校の方では、子供たちの日常の活動、学級単位はもちろんですけれども、学校の教職員は自分の学校の児童生徒についてこまめに観察をし、変わったことがないか、困ったことがないか、嫌なことを訴えてくる子がいないかというようなことで毎日、そういうようなことにはしっかりと対応をしているところです。

職員会議も月に1、2回あって、必ずその時間帯では気になる生活上の諸問題ということで、学校でのそれぞれが受けている問題について報告をし合っているというようなことであります。

私たち小さな町ですので、学校と教育委員会一体になって、いろんな問題、困ったことがあれば校長は教育委員会へ行って相談しますし、逆の場合もあるということで、連携を取りながら対応をしているつもりです。

来年、統合中学校、スケールの大きい学校が開校になりますので、どういうことがきっかけでどんな問題が起こらんとも限りません。しっかりとした対応策といいますか体制だけは作っておきたいなというように思っています。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 教育長、今、議員

から声をもっと大きく、奥まで聞こえるようにしてほしいという要望がありました。簡潔にという意見もありましたが、それはまた考慮してお願いしたいと思います。

笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今、教育長の方からもお話ありましたように、来年4月、当町は統合中学校が開校となります。それによって生徒数の急増、そして、子供たちを取り巻く教育環境が大きく変わります。子供たち一人一人と向き合う時間が何よりも求められます。多忙を極める教員がいじめの小さなサインを見逃さず、早期発見できるような手立がどうしても必要かと思われまます。教育長の方も何か対策を考えていきたいとお話でありましたが、大阪堺市では、子供が示す小さなサインを的確に把握できるよう、サインの具体例や適切な対応のあり方をまとめたチェックシートを作成し、全教職員に配付する取組みを行います。これまで行っているいじめに関するアンケートでは、見逃されているいじめの兆候が把握できる対策として期待されます。

当町のいじめ対策に取り入れられないものでしょうか。教育長の答弁を求めます。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 それぞれの学校でアンケートについての調査は、かなりやっているとします。チェックシートについてもよく似たことなのかなというように思っています。こういう問題が発生しておりますので、より日常の活動に目を向けられるような、そういう方策についてもまた校長会その他で検討しながら実施していきたいなというように思います。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今、教育長の方から、そのチェックシートはアンケートと似たようなものではないかというお言葉もありましたが、このチェックシートはそういったも

のでなく、アンケートによって見過ごされてしまう、そういうものをしっかりとフォローできる細かな内容となっているとお聞きしておりますので、是非、またそういった点も少し調べていただいて、有効であれば、是非取り入れて対策の一つにさせていただければと思います。

次に、木村県教育長のお話の中で、「自信とおもいやりの心を育む教育」とは、池島教育長はどう認識されますか。お聞かせください。

○議長（岩井礼二議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 すいません、今、ご質問あった件について、ちょっと中身が分からなかったんですけども、もう一度お願いできますか。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今回の大津のいじめ問題を受けまして、石川県教委としての具体的な取組みをインタビュー形式で話されている、そういった記事を私見まして、その中で教育長、県教育長として子供たちがしっかりと自信を持って、またおもいやりのある、そういった教育をこれから取組んでいきたいというような県教育長のお話が載っております。それをどのように池島教育長は認識されるかお聞かせ願いたいと思います。

○池島憲雄教育長 もちろん、そのとおりだなというようにも思います。私、個人的には、基本的には、学校が楽しくなければならぬ。学校へ行って頑張ろうという、目指すもの、一生懸命に夢中になってやる事が一人一人の子供にはっきりしておれば、難しい問題も解決できるんじゃないかなというように思います。学校へ行きたくなるような、そういう学校づくりといいますか、そういうものに向かって、この町は取組みを進めていきたいなというように思います。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 杉本町長にもお聞

きをいたします。

2002年以降、10代の自殺、死亡率は上昇傾向となり、加えて学生、生徒の自殺者数は昨年をはじめ1,000人を超えたとのことです。自殺理由は、複数の原因が絡み合っていて一概には言えませんが、最近、若年層ではいじめや就職失敗がクローズアップされています。

政府がこの8月末に公表した自殺総合対策大綱では、いじめを苦しめた子供の自殺を予防するため、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握し対応すること、いじめの問題を隠さずに学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導するとしております。いじめはれっきとした人権侵害であります。「人権に関する無知、無視、あるいは軽蔑が公衆の不幸と政府の腐敗の唯一の原因」とは、フランス人権宣言の前文です。

最後に、このいじめ問題に対する町長のご所見をお聞かせ願います。

○議長（岩井礼二議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 自殺ということは、大変悲しいことでありますし、そういう中でいじめによつての自殺の割合は何パーセント程度で、ほとんどの54%以上は自殺の原因が分からないと、そのようなアンケートでなかったかなと、そう思っております。

そういう中で、今、小さい、小学校から高校にいたるまでの自殺をされる方がおるわけでありましてけれども、今言われましたように、学校だけではなしに、やはり地域、また親、周りの方々、そういうみんなで何かそのような変わったことがないのか、そういうことで見つめながらいくべきであろうかと、そう思っております。

学校問題につきましては、先生や教育委員会が一番詳しいわけでありましてけれども、地域も、また我々も入って、1人でもそのような方がいないようにしなければならぬと思っ

ております。以上です。

○議長（岩井礼二議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 子供は地域の宝、中能登町の未来です。私たち大人がいじめは絶対に許されないという気風をつくり、しっかりと子供たちを守りきってまいりたいと思います。以上で私の質問を終わります。

◎散 会

○議長（岩井礼二議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

明日、13日を休会とし、14日午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時42分 散会

平成24年9月14日（金曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 水田 祥代

○議事日程(第3号)

平成24年9月14日 午後3時10分開議

日程第1 総務建設常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 討論・採決

報告第14号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度中能登町一般会計補正予算)

議案第43号 中能登町防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第44号 中能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議案第45号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について

議案第46号 中能登町石動山資料館条例の一部を改正する条例について

議案第47号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第48号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第49号 中能登町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について

議案第50号 平成24年度中能登町一般会計補正予算

議案第51号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第52号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第53号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第54号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第55号 平成24年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第56号 町道路線の変更について

議案第57号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散について

議案第58号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う財産処分について

- 議案第59号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う事務の承継等について
- 議案第60号 工事請負契約の変更について
(平成23年度社会資本整備総合交付金(関連:効果促進)事業「なかのと道の駅」(仮称)整備外構工事(その1))
- 議案第61号 工事請負契約の変更について
(平成23年度中能登中学校新築工事(校舍棟・建築))
- 議案第62号 工事請負契約の変更について
(平成24年度緊急時給水拠点確保等事業越路第2配水池築造工事)
- 請願第14号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める請願書
- 請願第15号 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化を求める請願書
- 請願第16号 気象事業の整備拡充を求める請願書
- 請願第17号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める請願
- 請願第18号 竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める請願
- 請願第19号 北陸新幹線のフル規格による早期完成に関する請願
- 請願第20号 パーキンソン病の特定疾患見直しの撤回を求める請願
- 請願第21号 デフレ対策の政策を求める請願
- 請願第22号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める請願
- 請願第23号 障害者総合福祉法(仮称)の制定等を求める請願

日程第4 閉会中の継続審査

- 認定第1号 平成23年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成23年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成23年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定
について

認定第8号 平成23年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第5 閉会中の継続調査

(追加日程1)

日程第1 議案第63号 工事請負契約の締結について
(平成24年度中能登中学校屋外附帯工事(外構工事))

議案第64号 工事請負契約の締結について
(平成24年度中能登町運動公園野球場改修工事)

議案第65号 工事請負契約の締結について
(平成24年度中能登町ケーブルテレビ施設ハイビジョン化工事)

議案第66号 工事請負契約の締結について
(平成24年度統合電算システム(内部系)更新に伴う事務機器購入)

日程第2 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

(追加日程2)

日程第1 発議第14号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第2 発議第15号 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等
を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第3 発議第16号 気象事業の整備拡充を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第4 発議第17号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

- 日程第5 発議第18号 竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める
意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第6 発議第19号 北陸新幹線のフル規格による早期完成に関する意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第7 発議第20号 パーキンソン病の特定疾患見直しの撤回を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第8 発議第21号 デフレ対策の政策を求める意見書
- 日程第9 発議第22号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書
- 日程第10 発議第23号 障害者総合福祉法（仮称）の制定等を求める意見書
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

午後3時10分 開議

◎開 議

○議長（岩井礼二議員） ご苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は、14名です。定数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（岩井礼二議員） 日程第1から日程第2 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしておりました、報告第14号、議案第43号から議案第55号、議案第56号から議案第62号までの報告1件、議案20件及び請願第14号から請願第23号までの請願10件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 甲部昭夫議員
〔教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（甲部昭夫議員） 教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

教育民生常任委員会における、審査の過程並びに結果について、ご報告いたします。

今定例会で付託されました案件は、議案8件、請願3件であり、議案8件について、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、工事請負契約の変更について（平成23年度中能登中学校新築工事（校舍棟・

建築））では、増額の一部内容として、町有林の間伐材を利用して、腰板に用いるとの説明があり、その状況を確認したところ、現在、木材は乾燥をさせ、準備状態だということでした。

また、木材は節が多少多く見られるとのことでありましたが、死に節などは抜け穴にならないよう必要に応じた加工をしていきたいとの説明を受けました。

以上、質疑の概要でございます。

次に、その他の質疑の中で、平成24年度中能登町一般会計補正予算について、民生費の児童福祉費における、保育園の給食放射線検査について、モニタリング調査が行われるとのことですが、小中学校での放射線検査は行われるのか、という質疑に対し、県が国から委託されて行うということで、その調査内容については、町内1箇所の学校給食、または共同調理場を選び、献立を1週間にわたって採取、それを一旦冷凍させ、検査場に持ち帰り、放射線検査を行うというものであり、2回にわたり行われるという説明を受けました。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案8件につきましては、全会一致で可決いたしました。また、請願3件につきましては、全会一致で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 次に、総務建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

〔総務建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（諏訪良一議員） 総務建設常任委員会における、審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

今定例に付託されました議案は、報告1件、議案13件、請願7件であり、報告1件及び議案13件については、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第48号「中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」

特定施設からの下水の排除制限の規定改定では、なぜ温度45度未満の規定が移行され、アンモニア性窒素や亜硝酸性窒素等の含有量1リットルにつき380ミリグラム未満という規定に変わったのか、との質疑に対し、温度45度未満の規定は、除外施設における規定とするため移行し、アンモニア性窒素等の規定の追加は、下水道法の一部改正によるものとの回答を受けました。

次に、議案第50号「平成24年度中能登町一般会計補正予算」の歳入で、地方交付税額はどのように算出されているか、との質疑に対し、資料をもとに、基準財政収入額と基準財政需要額の差額が交付額となるものであり、対前年比をまじえての説明を受けました。

また、歳出の土木費、道路新設改良費の「道の駅整備事業」横断地下道改修設計等委託料1,714万円の補正予算では、アルプラザ鹿島側から道の駅側へ向かう、横断地下道の利便性を高めるため、階段歩道及び芝広場を創出する形態に改修する旨の説明を受けました。

加えて、今後、地下道のシェルターや階段の設置等を行い、道の駅と一体となった整備を図るとの説明を受けました。

当委員会では、費用対効果に鑑みて、真に必要な工事内容かどうか、議会による現地確認等を実施し、理解を得られるよう努力すべきとの要望を行いました。

このことを踏まえ、執行部からは、今補正予算可決後に、当該事業においては、議会の理解を得てから予算執行を行う旨の回答を受

けました。

続いて、議案第58号「七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う財産処分について」

建物に関して七尾市と中能登町が共同で建てたものは、今までどおり共有すべきではないか、との質問に対して、七尾市と中能登町、それぞれに設置してある住所にしていくとの説明を受けました。

主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました報告1件については、全会一致で承認し、議案13件については、議案第50号及び議案第60号の2件については賛成多数で可決、残り11件を全会一致で可決いたしました。

また、請願7件については、5件は全会一致で採択し、請願第14号は賛成多数で採択、請願第16号は賛成少数で不採択としました。

不採択となった請願第16号「気象事業の整備拡大を求める請願書」については、民間の気象情報技術の発達並びに利用状況も増加し、国への予算化は不必要との見解から、賛成少数により不採択としたものです。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務建設常任委員会での報告を終わります。

◎質 疑

○議長（岩井礼二議員） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

◎討論、採決

○議長（岩井礼二議員） 日程第3 討論、採決

これより、上程議案報告第14号、議案第43号から議案第55号、議案第56号から議案第62号までの報告1件、議案20件について討論を行います。

討論の方は、ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

報告第14号 専決処分承認を求めることについて（平成24年度中能登町一般会計補正予算）

以上、報告1件について、採決を行います。お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、報告第14号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第43号 中能登町防災会議条例の一部を改正する条例について

議案第44号 中能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議案第45号 中能登町ふるさと創修館条例の一部を改正する条例について

議案第46号 中能登町石動山資料館条例

の一部を改正する条例について

議案第47号 中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第48号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第49号 中能登町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について

以上の議案7件について、採決を行います。お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第43号から議案第49号までの議案7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成24年度中能登町一般会計補正予算

以上、議案1件について、採決を行います。お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致及び賛成多数で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成24年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第52号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第53号 平成24年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第54号 平成24年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 55 号 平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

以上、議案 5 件について、採決を行います。
お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 51 号から議案第 55 号までの議案 5 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号 町道路線の変更について

以上、議案 1 件について、採決を行います。
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散について

議案第 58 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う財産処分について

議案第 59 号 七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴う事務の承継等について

以上、議案 3 件について、採決を行います。
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 57 号から議案第 59 号までの議案 3 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号 工事請負契約の変更について（平成 23 年度社会資本整備総合交付金（関連：効果促進）事業「なかのと道の駅」（仮称）整備外構工事（その 1））

以上、議案 1 件について、採決を行います。
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、多数であります。

よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号 工事請負契約の変更について（平成 23 年度中能登中学校新築工事（校舎棟・建築））

以上、議案 1 件について、採決を行います。
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号 工事請負契約の変更について（平成 24 年度緊急時給水拠点確保等事業越路第 2 配水池築造工事）

以上、議案 1 件について、採決を行います。
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で

原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、請願第 14 号から請願第 23 号までの請願 10 件について、討論を行います。

まず、請願第 14 号について、討論はありますか。

まず、反対討論を許します。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論は、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 14 号の討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

請願第 14 号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 14 号に対する委員長の報告は、賛成多数で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、多数であります。

よって、請願第 14 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 15 号について、討論を行います。

請願第 15 号について、討論はありますか。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 15 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 15 号「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 15 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 15 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 16 号について、討論を行います。

請願第 16 号について、討論はありますか。

まず、反対討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 16 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 16 号 気象事業の整備拡充を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 16 号に対する委員長の報告は、賛成少数で不採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、多数であります。

よって、請願第 16 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 17 号について、討論を行います。

請願第 17 号について、討論はありますか。

反対討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 17 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 17 号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 17 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 17 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 18 号について、討論を行います。

請願第 18 号について、討論はありますか。

まず、反対討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 18 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 18 号 竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 18 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 18 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 19 号について、討論を行います。

請願第 19 号について、討論はありますか。

反対討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 19 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 19 号の北陸新幹線のフル規格による早期完成に関する請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 19 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 19 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 20 号について、討論を行います。

請願第 20 号について、討論はありますか。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 20 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 20 号 パーキンソン病の特定疾患見直しの撤回を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 20 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 20 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 21 号について、討論を行います。

請願第 21 号について、討論はありますか。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 21 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 21 号 デフレ対策の政策を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 21 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 21 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 22 号について、討論を行います。

請願第 22 号について、討論はありますか。反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 22 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 22 号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 22 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 22 号は、採択とすることに決しました。

続いて、請願第 23 号について、討論を行います。

請願第 23 号について、討論はありますか。反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 次に、賛成討論の

発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、請願第 23 号の討論を終結いたします。

次に、請願第 23 号 障害者総合福祉法（仮称）の制定等を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 23 号に対する委員長の報告は、全会一致で採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 23 号は、採択とすることに決しました。

◎閉会中の継続審査

○議長（岩井礼二議員） 日程第 4 閉会中の継続審査

閉会中の付託議案の継続審査の件を議題といたします。

決算審査特別委員会委員長から、決算審査特別委員会に付託されました、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算認定、議案 8 件について、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号から認定第 8 号まで、認定議案 8 件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎追加日程 1

○議長（岩井礼二議員） 日程第 1 から日程第 2

お諮りいたします。

ただ今、杉本町長より、議案第 63 号 工事請負契約の締結について

議案第 64 号 工事請負契約の締結について

議案第 65 号 工事請負契約の締結について

議案第 66 号 物品購入契約の締結について

同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

の議案 4 件、同意 1 件が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

議案第 63 号から議案第 66 号、及び同意第 3 号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、4 時まで休憩といたします。

午後 3 時 44 分 休憩

午後 4 時 00 分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 1 日程第 1 から日程第 2 を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案いたしました議案第 63 号から議案第 66 号、及び同意第 3 号につきまして、その概要を説明いたします。

最初に、議案第 63 号は、平成 24 年度中能登中学校屋外附帯工事（外構工事）請負契約の締結についてであります。

中能登中学校屋外附帯工事につきましては、9 月 10 日に事後審査型制限付一般競争入札を執行した結果、3 億 1,500 万円で日本海建設株式会社中能登営業所に落札が決定し、仮契約の締結をいたしましたものです。

この工事の主な内容は、中能登中学校屋外附帯工事として構内の舗装、フェンス、門扉、側溝、植栽、駐輪場、テニスコート等の整備工事であります。

次に、議案第 64 号は、平成 24 年度中能登町運動公園野球場改修工事請負契約の締結についてであります。

中能登町運動公園野球場改修工事につきましても、9 月 10 日に事後審査型制限付一般競争入札を執行した結果、1 億 6,863 万円でツボ電気工事株式会社に落札が決定し、仮契約の締結をいたしましたものであります。

この工事の主な内容は、中能登町運動公園野球場に電光掲示板並びに夜間照明等 6 基を設置する工事を行うものであります。

次に、議案第 65 号は、平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ施設ハイビジョン化工事請負契約の締結についてであります。

ケーブルテレビ施設ハイビジョン化工事につきましても、9 月 10 日に事後審査型制限付一般競争入札を執行した結果、6,324 万 8,850 円でパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社北陸社に落札が決定し、仮契約の締結をいたしましたものであります。

この工事の主な内容は、ケーブルテレビでの中能登チャンネルをハイビジョン化する機器の整備を行う工事であります。

次に、議案第 66 号は、平成 24 年度統合電算システム（内部系）更新に伴う事務機器購入での物品購入請負契約の締結についてであります。

統合電算システム更新に伴う事務機器購入

につきましても、9 月 10 日に指名競争入札を執行した結果、1,505 万 7,000 円で北国インテックサービス株式会社に落札が決定し、仮契約の締結をいたしましたものであります。

この物品購入の主な内容は、各課での日常の業務に使用しているパソコン等について故障が多くなってきていることから、パソコン等の事務用機器を更新するものであります。

いずれの議案も、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

今回、人権擁護委員候補者として中能登町黒氏八部 50 番地 横山隆信氏、中能登町春木子部 56 番地 常陸純子氏が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日追加提案をいたしました議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なご審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（岩井礼二議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、追加日程 1 日程第 1

議案第 63 号から議案第 66 号について、質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第 63 号 工事請負契約の締結につい

て（平成 24 年度中能登中学校屋外附帯工事（外構工事））について、採決をします。

お諮りします。

議案第 63 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号 工事請負契約の締結について（平成 24 年度中能登町運動公園野球場改修工事）について、採決します。

お諮りします。

議案第 64 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号 工事請負契約の締結について（平成 24 年度中能登町ケーブルテレビ施設ハイビジョン化工事）について、採決します。

お諮りします。

議案第 65 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号 物品購入契約の締結について（平成 24 年度統合電算システム（内部系）更新に伴う事務機器購入）について、採決をします。

お諮りします。

議案第 66 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程 1 日程第 2

同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、人事案件であり、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。

同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第 3 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎追加日程 2

○議長（岩井礼二議員） 追加日程 2 日程第 1

お諮りいたします。

ただ今、提出者 笹川広美議員及び賛成者 5 名より、発議第 14 号 税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書。

提出者 笹川広美議員及び賛成者 4 名より、発議第 15 号 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書。

提出者 笹川広美議員及び賛成者 2 名より、発議第 16 号 気象事業の整備拡充を求める意見書。

提出者 若狭明彦議員及び賛成者5名より、
発議第17号 尖閣諸島の実効支配を推進する
ための法整備を求める意見書。

提出者 宮下為幸議員及び賛成者5名より、
発議第18号 竹島の領土権確立のため国際
司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見
書。

提出者 上見健一議員及び賛成者5名より、
発議第19号 北陸新幹線のフル規格による
早期完成に関する意見書。

提出者 亀野富二夫議員及び賛成者4名よ
り、発議第20号 パーキンソン病の特定疾
患見直しの撤回を求める意見書。

提出者 宮下為幸議員及び賛成者5名より、
発議第21号 デフレ対策の政策を求める意
見書。

提出者 古玉栄治議員及び賛成者5名より、
発議第22号 外国資本等による土地売買等
に関する法整備を求める意見書。

提出者 亀野富二夫議員及び賛成者4名
より、発議第23号 障害者総合福祉法（仮
称）の制定等を求める意見書。

以上、発議10件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、
直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めま
す。

よって、発議第14号から発議第23号ま
で、以上、発議10件を日程に追加し、日程
の順序を変更し、直ちに議題とすることに決
定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩をい
たします。

午後4時17分 休憩

午後4時18分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

追加日程2 日程第1

発議第14号 税制全体の抜本改革の確実
な実施を求める意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） ただ今、上程され
ました意見書について、趣旨説明をいたしま
す。

消費増税を柱とする社会保障と税の一体
改革関連法案が8月10日に成立いたしました。
税制、その中で税制全体の抜本改革につい
ては、今後、検討を加えたいうえで、平成24
年度中に必要な法制上の措置を講ずるとさ
れております。

修正合意に盛り込まれた所得税の最高税率
の引き上げや、相続税・贈与税の見直しをは
じめとする税制全体の抜本改革について、必
要な検討を加え、消費税の8%への税率引き
上げ前に改正し、確実に実施することを強く
求めます。

併せて、自動車取得税と自動車重量税につ
いても、地方の財源に十分考慮しつつ、消費
税との二重課税である所得税の廃止を含め抜
本の見直しを行うことを求めます。

以上により、意見書の提出をよろしくお願
いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明
が終わりました。

お諮りいたします。

発議第14号については、先に議員各位の
ご理解を得ておりますので、質疑、討論を省
略し、採決いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めま
す。

お諮りいたします。

発議第14号は、原案のとおり決定するこ
とに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 14 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 2 日程第 2

発議第 15 号 「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

2 番 笹川広美議員

○2 番（笹川広美議員） ただ今、上程されました意見書について、趣旨説明をいたします。

近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回り、吸引による救急搬送や死亡、暴走運転で通行中の市民に重軽傷を負わせる事件が相次いでいます。

脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できません。指定薬物としての包括指定を早急に導入をし、麻薬取締官による取り締りができる法整備、そして青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底など、政府に対し早急な対応を強く要請します。

以上により、意見書の提出をよろしく願います。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第 15 号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第 15 号は、原案のとおり決定するこ

とに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 15 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 2 日程第 3

発議第 16 号 気象事業の整備拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

2 番 笹川広美議員

○2 番（笹川広美議員） ただ今、上程されました意見書について、趣旨説明をいたします。

気象庁の事業目的は、気象や地震などを観測・監視し、観測の成果や現象推移の予測を適時・的確に広く周知することによって災害を未然に防ぎ、軽減させることにあります。

しかし、気象庁の職員数や事業予算は年々減らされ、観測施設の維持管理や技術水準の確保にも苦慮する状況に陥っています。

近年、大規模な自然災害の問題、そして地球環境問題についても一層の体制強化を求められております。

よって、政府の直接の責任で、より精度の高いきめ細かな防災情報、暮らしや産業に密接にかかわる気象情報が提供できるよう、気象事業全般の基盤強化を図るよう強く求めます。

以上により、意見書の提出をよろしく願います。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第 16 号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めま

す。

お諮りいたします。

発議第 16 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、少数であります。

よって、発議第 16 号は、否決されました。

追加日程 2 日程第 4

発議第 17 号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

10 番 若狭明彦議員

〔10 番（若狭明彦議員）登壇〕

○10 番（若狭明彦議員） ただ今、上程されました意見書については、その概要を朗読し、趣旨説明にかえさせていただきます。

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島は我が国固有の、国有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すれば、我が国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがある。国民の手による尖閣諸島購入を実現し、実効支配を早急に強化し「尖閣を守る」国家の意思を明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第 6 位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保有し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、国におかれては、海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現について、速やかに進めるよう強く要望する。

記

1 我が国の領土主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。

2 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法を制定すること。

3 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用に係る措置などを定めた新法を制定すること。

以上により、意見書の提出をよろしく願います。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第 17 号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第 17 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 17 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 2 日程第 5

発議第 18 号 竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

5 番 宮下為幸議員

〔5 番（宮下為幸議員）登壇〕

○5 番（宮下為幸議員） ただ今、上程されました意見書について、趣旨説明をいたします。

竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書

竹島は、歴史的にも国際法上のにも、島根

県に属する我が国固有の領土である。しかしながら、韓国はこれまで50年以上にわたり同島を不法に占領し続けている。

特に最近、ヘリポート改修工事や漁民宿泊所拡張工事などが実施され、また、総合海洋科学基地建設工事の入札が行われるなど、竹島の実力支配を一層強めているところである。

このような状況を解決するためには、国民世論の喚起が不可欠であることはいうまでもなく、竹島が我が国固有の領土であることを国際社会にアピールし、国際世論を喚起することが必要である。

よって、国におかれては、韓国による竹島の不法占拠について国際司法裁判所に提訴するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月14日

石川県中能登町議会

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第18号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第18号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第18号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第6

発議第19号 北陸新幹線のフル規格によ

る早期完成に関する意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

9番 上見健一議員

〔9番（上見健一議員）登壇〕

○9番（上見健一議員） 趣旨説明をさせていただきます。

これは、北陸新幹線をフリーゲージトレインの暫定導入をするのではなく、大阪までのフル規格による全線整備を早急に実現するよう強く求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第19号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第19号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第19号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第7

発議第20号 パーキンソン病の特定疾患見直しの撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

6番 亀野富二夫議員

〔6番（亀野富二夫議員）登壇〕

○6番（亀野富二夫議員） ただ今、上程されました意見書について、その概要を以下朗読をし、趣旨説明にかえさせていただきます。

パーキンソン病の特定疾患見直しの撤回を
求める意見書

パーキンソン病に対しては、難治性疾患克服研究事業として完治のための研究費助成と、特定疾患治療研究事業の対象として、医療費の助成を行っております。

多くの患者は、この制度を利用することで、薬の服用治療、リハビリ治療を行い、日々難病と闘っております。

しかしながら、厚生労働大臣の諮問機関である「厚生科学審議会」の「難病対策委員会」において、今後の難病対策の見直しの方向性が示されております。特に、特定疾患の定義とされる「希少性」については、「概ね5万人未満」と平成9年3月19日に、特定疾患対策懇談会では「重症度」の見直しなどの意見が出され、それらの検討が行われております。

パーキンソン病の特定疾患認定患者数は、平成23年3月31日現在、10万4,400人となっているが、高齢者の増加や薬剤・治療法の改善により、認定患者が増加する状況になっている。パーキンソン病は、一定の治療により、症状の重症化は遅らせることはできても、症状は徐々に進行しており、生涯にわたり治療は必要である。

また、パーキンソン病は、特定疾患に認定されて以来、軽症者であるヤールⅠ・Ⅱの状態の患者は対象外とされてきている。

よって、国においては、パーキンソン病の特定疾患患者を縮小しないよう、特定疾患の見直しを撤回するよう強く要望する。

以上により、意見書の提出のよろしく願います。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第20号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第20号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第20号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第8

発議第21号 デフレ対策の政策を求める意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

5番 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） ただ今、上程されました意見書について、趣旨説明をいたします。

デフレ対策の政策を求める意見書

バブル崩壊後、日本経済は国内の供給能力に対し、需要（名目GDP）が不足するデフレギャップを抱える状況になり、物価が断続的に下落している。更に、デフレの深刻化により、国内の民間の資金需要が縮小し、銀行が過剰貯蓄状態に至り、国債金利が超低迷する環境下にある。しかしながら、政府がデフレ対策を実施するどころか、構造改革や規制緩和、需要抑制策である公共事業削減、増税といったデフレ促進策を打ち続けているため、国民の所得は下がり、失業率が上がり、自殺が高止まりを続け、少子化が進行し、円高が続き、更に財政が悪化している。

そうした国家財政の悪化が国民の生活の貧窮させ、もはや地方自治体レベルでは住民の生活を保障できないところまで事態は深刻しています。日本はGDPに占める外需（純輸出）の割合がわずか1%強である内需大国であるが、現在のデフレから脱却しない以上、

日本が内需主導型の成長路線に立ち戻ることはできない。

よって、国におかれては、現在のデフレ促進策を転換し、国債発行、公共事業などの財政出動、日銀による国債買い取りという正しいデフレ対策を速やかに実施するように強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 9 月 14 日

石川県中能登町議会

よろしく申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第 21 号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第 21 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 21 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 2 日程第 9

発議第 22 号 外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

8 番 古玉栄治議員

〔8 番（古玉栄治議員）登壇〕

○8 番（古玉栄治議員） ただ今、上程されました意見書について、趣旨説明をいたします。

外国資本等による土地売買に関する法整備を求める意見書

近年、全国各地において外国資本等によりリゾート地や温泉施設、水源地域の森林等土地の売収が進んでいます。

このままでは、外国資本等による土地所有が無制限に拡大していき、無秩序な伐採による景観破壊、水源地域の乱開発による水質の悪化や水資源の枯渇など、良好な自然環境の維持や森林の適切な管理、水資源の保全に重大な影響を及ぼし、国益を損なうことが懸念されます。

よって、国におかれては、適切な管理体制を構築するための法整備を早急に図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（岩井礼二議員） この際、本日の開議時間を延長しておきます。

ただ今、提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第 22 号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第 22 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 22 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 2 日程第 10

発議第 23 号 障害者総合福祉法（仮称）の制定等を求める意見書を議題といたします。提出者より、趣旨説明を求めます。

6番 亀野富二夫議員

○6番（亀野富二夫議員） ただ今、上程をされました意見書については、その概要を以下朗読をして、説明にかえさせていただきます。

障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書

我が国では、平成18年4月、障害のある人も障害のない人もともに地域社会で生活できる仕組みを目指し、障害者自立支援法が施行されたが、法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度をはじめとする様々な問題点が指摘されてきたことから、政府は平成22年1月に障害者自立支援法訴訟の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たに総合的な福祉法制度を実現するとの基本合意を交わした。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に90カ国以上が批准を終えているが、我が国は国内法が未整備のため、いまだに批准できていない。

そこで、これらの問題解決に向けて障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置された。

その後、ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には、障害者基本法の改正が行われ、また8月には「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられ、障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた作業が進められてきた。

平成24年3月13日、政府が国会に提出した法案には、提言の内容がほとんど盛り込まれておらず、障害者や家族、関係者のこれまでの取組みを軽視するものである。

よって、国におかれては、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、障害者総合福祉法（仮称）を

早期に制定するとともに、新法が実効性のあるものとなるよう十分な予算を確保するよう強く要望する。

以上により、意見書を提出をよろしく願いをいたします。

○議長（岩井礼二議員） 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第23号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第23号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩井礼二議員） 起立、全員であります。

よって、発議第23号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（岩井礼二議員） 日程第5 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、議会活性化特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長、鹿島地区統合小学校建設特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（岩井礼二議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第3回中能登町議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

午後4時50分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 井 礼 二

署名議員 宮 下 為 幸

署名議員 亀 野 富 二 夫